

滋賀県希望が丘文化公園  
活性化事業

入札説明書

令和8年5月

滋賀県

## 目次

<b>第1. 入札説明書の位置づけ</b> .....	<b>1</b>
<b>第2. 特定事業の概要</b> .....	<b>2</b>
<b>第3. 民間事業者の募集および選定に関する事項</b> .....	<b>8</b>
1 事業者選定に関する基本的事項 .....	8
2 提案の条件 .....	9
3 募集および選定に係る想定スケジュール .....	9
4 募集および選定手続き等 .....	10
5 入札参加に関する留意事項 .....	15
6 入札参加者の備えるべき参加資格要件 .....	16
7 特別目的会社（SPC）との契約手続 .....	21
8 事務局 .....	22
<b>別紙1 サービス対価の構成および支払方法</b> .....	<b>1</b>
1 サービス対価の構成 .....	1
2 サービス対価の算定方法 .....	3
3 サービス対価の支払方法 .....	4
<b>別紙2 サービス対価の改定方法</b> .....	<b>1</b>
1 サービス対価Aの改定 .....	1
2 サービス対価Bの改定 .....	3
3 サービス対価Cの改定 .....	4
4 サービス対価Dの改定 .....	5
5 税制の変更に基づくサービス対価の改定 .....	6
<b>別紙3 光熱水費の取り扱い</b> .....	<b>1</b>
1 基本的な考え方 .....	1
2 基準額の設定 .....	1
3 支払方法 .....	1
<b>別紙4 プロフィットシェアの設定</b> .....	<b>1</b>
1 基本的な考え方 .....	1
2 再投資原資の確保 .....	1
3 再投資予定時期の設定 .....	2
4 再投資計画の提出 .....	2
5 再投資の実施 .....	2
6 モニタリング .....	3
<b>別紙5 モニタリングおよびサービス対価の減額等の基準と方法</b> .....	<b>1</b>
1 基本的な考え方 .....	1
2 モニタリングの費用負担 .....	1

3 モニタリングの方法 .....	1
4 開業準備業務、維持管理業務および運營業務における要求水準書等未達成時の場合の措置 .....	7

## 第1. 入札説明書の位置づけ

本入札説明書（以下「入札説明書」という。）は、滋賀県（以下「県」という。）が、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づき、令和8年3月18日に特定事業として選定した滋賀県希望が丘文化公園活性化事業（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を総合評価一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2）（以下「本件入札」という。）により募集および選定するに当たり、本事業および本件入札に係る条件を提示するものである。

下記に示す資料は、入札説明書と一体のもの（以下「入札説明書等」という。）である。令和7年12月23日に公表した実施方針および要求水準書（案）（以下「実施方針等」という。）、その後公表された「実施方針等に関する質問・意見への回答」は、本件入札の条件を構成するものとするが、入札説明書等と相違のある内容は入札説明書等の内容を優先するものとする。

### ○添付資料

添付資料1 要求水準書（以下「要求水準書」という。）

添付資料2 様式集（以下「様式集」という。）

添付資料3 落札者決定基準（以下「落札者決定基準」という。）

添付資料4 基本協定書（案）（以下「基本協定書（案）」という。）

添付資料5 事業契約書（案）（以下「事業契約書（案）」という。）

入札説明書等に記載がない事項のうち、「入札説明書等に関する質問への回答」があるものは当該回答内容によることとする。

## 第2. 特定事業の概要

### (1) 事業名称

滋賀県希望が丘文化公園活性化事業

### (2) 公共施設の管理者の名称

滋賀県知事 三日月大造

### (3) 事業の目的

県では、開園から50年以上経過し、施設の老朽化や利用者ニーズの変化への対応が求められる本公園において、施設の再整備や効果的・効率的な管理による公園全体の魅力向上により来園者の増加を図るため、令和6年8月に「滋賀県希望が丘文化公園活性化方針」（以下「活性化方針」という。）を策定したところである。

本事業は、活性化方針を実現するためにPFI法に基づく事業として実施する。

### (4) 本事業の基本方針

事業者は、活性化方針における以下の目標や目指す公園の姿、基本方針を踏まえて本事業を実施すること。

【目標】年間来園者数：令和22年度（2040年度）100万人以上

【目指す公園の姿】

「自然×憩い×体験×スポーツ」で、訪れる方の心と体が健康に、そして元気になる公園

【基本方針】

- (1) 誰もが安心して様々な用途で利用しやすい公園とする。
- (2) ありのままの自然や広大なフィールドといった公園の特性を活かし、子ども等が自ら工夫して冒険できる体験活動の場とする。
- (3) 公園内の移動手段の改善やゾーン間の連携促進により、公園全体としての一体感や魅力を高める。

(5) 事業用地

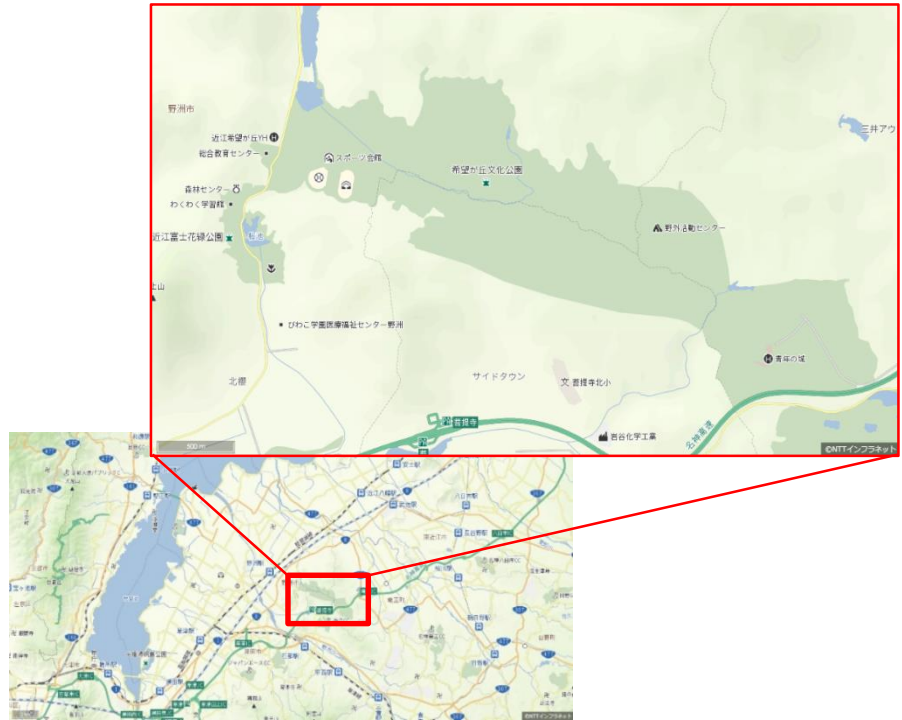


図 2-1 位置図

※NTTインフラネットを編集し作成

(6) 本事業の導入機能等

本事業の導入機能等については、要求水準書を参照すること。

(7) 事業方式

選定事業者が本施設の設計、建設を行った後、県に所有権を移転し、事業期間終了までの間、本施設の維持管理・運営を行う方式（BT0：Build-Transfer-Operate方式）とする。

なお、維持管理・運營業務については、指定管理者制度の活用を予定している。参加企業には特別目的会社（SPC）の設立を義務付ける。

(8) 事業者の事業期間

本事業における事業期間は、事業契約締結日の翌日から令和28年3月末日までとする。

事業実施に係るスケジュールは下記のとおりである。

本事業の業務内容	スケジュール
事業契約締結	令和9年7月
設計・建設期間	<b>【公園施設（新設）およびキャンプサイト設計・建設】</b> 令和9年7月～令和14年9月 <b>【新宿泊研修施設設計・建設】</b> 令和9年7月～令和12年6月 <b>【青年の城解体】</b> 令和12年10月～令和13年9月

	<b>【野外活動施設解体】</b> 令和10年4月～令和12年9月
開業準備期間	<b>【公園施設（既存）・青年の城】</b> 令和10年1月～令和10年3月 <b>【キャンプサイト】</b> 令和10年7月～令和10年9月 <b>【新宿泊研修施設】</b> 令和12年7月～令和12年9月
維持管理・運営期間	令和10年4月～令和28年3月 ※青年の城運営は令和10年4月～令和12年9月 ※公園施設（新設）運営は令和10年7月開始 ※キャンプサイト運営は令和10年10月開始 ※新宿泊研修施設運営は令和12年10月開始
本事業の終了	令和28年3月末日

### (9) 業務の範囲

本事業において事業者が実施する業務範囲は、次のとおりとする。ただし、業務範囲の詳細については、要求水準書を参照すること。

- ア 施設整備業務
  - (ア) 設計業務
  - (イ) 工事監理業務
  - (ウ) 建設業務
  - (エ) 備品等調達および設置業務
  - (オ) 引渡し業務
  - (カ) 解体・撤去業務
  - (キ) その他施設整備上必要な業務
- イ 統括管理業務
  - (ア) 統括マネジメント業務
  - (イ) セルフモニタリング業務
- ウ 開業準備業務
  - (ア) 体制等構築業務
  - (イ) 予約システム等整備業務
  - (ウ) 事前広報、利用受付業務
  - (エ) 移転業務
  - (オ) 開業準備期間中の維持管理業務
  - (カ) 開業イベント等実施業務
- エ 維持管理業務
  - (ア) 建築物保守管理業務

- (イ) 設備保守管理業務
- (ウ) 公園施設・キャンプサイト等保守管理業務
- (エ) 環境衛生管理業務
- (オ) 清掃業務
- (カ) 備品等保守管理業務
- (キ) 保安業務
- (ク) 緑地管理業務
- (ケ) 駐車場および駐輪場管理業務
- (コ) 修繕・更新業務

オ 運営業務

- (ア) 利用受付業務
- (イ) 食事提供業務
- (ウ) 広報・PR業務
- (エ) 主催事業実施業務
- (オ) 園内移動の円滑化業務
- (カ) 物品・飲食物等販売業務
- (キ) 自主事業（任意）

**(10) 施設の利用許可等に関する基準について**

本事業における施設の利用の許可や制限等の詳細は、滋賀県希望が丘文化公園の設置および管理に関する条例、滋賀県立青少年宿泊研修所の設置および管理に関する条例ならびに各条例施行規則に定めるとおりである。

**(11) 公益財団法人 滋賀県希望が丘文化公園の扱い**

現在、本公園の指定管理者である公益財団法人 滋賀県希望が丘文化公園（以下「財団」という。）は、令和9年度末をもって解散する方針である。

財団に関する質問等がある場合には、第3の4（4）「入札説明書等に関する第1回質問の受付、回答の公表」または第3の4（7）「入札説明書等に関する第2回質問の受付、回答の公表」の手続きに則り、提出すること。

財団職員の継続雇用に関しては、要求水準書に記載する。

なお、本公募の内容に関して財団職員と接触することは認めない。

**(12) 事業者の収入**

本事業における選定事業者の収入は、次のとおりである。

ア 県が支払うサービス対価

県は、選定事業者との間で締結する事業契約に従い、選定事業者が提供したサービスの対価としてサービス対価を支払う。

サービス対価の構成は次のとおりである。

詳細は入札説明書別紙1を参照すること。

- (ア) 設計・建設業務の対価

- (イ) 統括管理業務の対価
- (ウ) 開業準備業務の対価
- (エ) 維持管理・運營業務の対価
- (オ) 維持管理・運營業務に要する光熱水費

イ 利用者から得る収入

- (ア) 利用者から得る利用料金収入  
 県は、事業者を本公園の指定管理者に指定し、本公園内の施設の利用料金は直接、事業者の収入とする。その場合の利用料金については、県が提示した考え方を満たすことを条件として、事業者が提案した料金体系を踏まえ県が条例で上限額を定めるものとする。
- (イ) 自主事業の実施により得られる収入

**(13) 事業期間終了後の措置**

県は、事業期間終了後も本公園内の施設を継続して使用する予定である。事業者は、要求水準書に基づき、事業期間中、施設を良好な状態に保持し、事業期間終了後、県に業務を引き継ぐものとする。

事業者は、事業契約期間満了後、本施設について継続的に維持管理・運營業務を行うことができるように、事業期間終了時に県の定める要求水準を満たす状態で、県に引き継ぐものとする。

なお、県の土地について使用許可を受け、事業者が設置した施設については、許可期間終了後に撤去（原状回復）を行うこととする。撤去期日は、別途県が指定する。

**(14) 本事業の実施にあたり遵守すべき法規制・適用基準等**

本事業の実施にあたっては、関係法令、条例等を遵守すること。なお、本事業の実施に関して遵守すべき関係法令、条例等は要求水準書のとおりとする。

**(15) 公共施設等の立地ならびに規模および配置に関する事項**

ア 立地ならびに規模

項目	内容
所在地	滋賀県野洲市北桜、辻町、小篠原、大篠原、小堤、湖南市菩提寺、竜王町薬師
敷地面積	約 416ha
都市計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市街化調整区域（全域）</li> <li>・三上風致地区（一部）</li> </ul>
法令に基づく制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・滋賀県立自然公園条例：希望が丘集団施設地区（全域）、第2種特別地域（一部）、第3種特別地域（一部）</li> <li>・鳥獣保護および狩猟に関する法律 ：鳥獣保護区（一部）、特別保護地区（一部）</li> <li>・森林法：森林地域（一部）、保安林（一部）</li> <li>・社会教育施設：青年の城、野外活動センター</li> </ul>

イ 主な施設の配置

ゾーン名	主な施設名	主な施設内容
スポーツゾーン	スポーツ会館	体育室、卓球場、会議室、食堂、事務室
	陸上競技場	400mトラック、屋内練習場
	球技場	1面
	野球場	1面
	ソフトボール場	1面
	テニスコート	屋内3面、屋外14面
	草野球場	2面
	グラウンド・ゴルフ場	8ホール×4コース
	芝生ランド	6.7ha
	子ども広場	ブランコ、土管、休憩所
	ピクニックランド	13サイト
	フィールドアスレチック	56ポイント
	駐車場	西駐車場 1,170台、南駐車場 117台
文化ゾーン	青少年宿泊研修所本館、食堂棟	宿泊室(23室 360名)、研修室、ホール、事務室、食堂、浴室
	駐車場	東駐車場 344台 青年の城前駐車場 120台
野外活動ゾーン	野外活動センター	集会室、事務室
	キャンプ場	第1～6キャンプ場(テント104張、790名) 東雨天活動場、西雨天活動場
	ロッジ	8棟
希望が丘ポンプ場		事務室、ポンプ場、受水槽

### 第3. 民間事業者の募集および選定に関する事項

#### 1 事業者選定に関する基本的事項

##### (1) 基本的な考え方

本事業は、設計・建設段階から維持管理・運営段階の各業務を通じて、事業者の効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めるものであり、事業者の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価して選定する必要があることから、事業者の選定にあたっては、県の負担額、提案されるサービス内容をはじめ、設計内容、維持管理・運営能力、資金調達能力および地域経済の活性化への配慮等を総合的に評価することとする。

##### (2) 選定の方法

本事業における事業者の募集および落札者の選定については、競争性・透明性の確保に配慮した上で、総合評価一般競争入札により行うものとする。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等または特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものである。

##### (3) 選定委員会の設置

県は、落札者選定にあたり学識経験者等で構成される「滋賀県PFI事業者等選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置する。

なお、選定委員会の委員については、以下のとおりとし、審査の公平性を確保し、適切な事業者の選定を図るため、実施方針公表時から事業契約締結までの間、選定委員に対して、本事業に関する電話、メール、面談等による接触を禁止する。

県が委員からの報告を受け、事業者による接触があったと判断した場合、事業者は入札に参加することができないものとする。

（委員の順序は五十音順で掲載）

区分	氏名（敬称略）	所属機関（団体）・役職名
委員長	新川 達郎	同志社大学名誉教授
委員	荒川 朱美	京都芸術大学副学長
委員	杉山 佐枝子	弁護士
委員	轟 慎一	滋賀県立大学環境科学部准教授
委員	深川 良一	立命館大学総合科学技術研究機構招聘教授
委員	村上 貴美	公認会計士
委員	山本 博一	滋賀県スポーツ推進委員協議会会長

##### (4) 審査の方法

審査は、資格審査と提案審査の二段階に分けて実施する。

選定委員会は原則として非公開とし、審査および選定の具体的な内容については、入札説明書に添付する落札者決定基準において提示する。

なお、落札者を選定するまでの間に、参加グループの構成員が参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には選定しない。

###### ア 資格審査

入札参加者に、参加表明書、資格審査に必要な書類の提出を求める。

###### イ 提案審査

資格審査通過者に対し、本事業に関する提案内容を記載した提案書の提出を求める。

**(5) 落札者の決定**

入札参加者が1グループであっても、落札者を選定する。

選定委員会は県に選定結果を答申し、県は、選定委員会による落札者候補の選定の答申を踏まえ、落札者を決定する。

**(6) 審査結果および評価公表**

県が落札者を決定した場合は、全ての入札参加者に対して当該入札参加者の合否について通知するとともに、審査の結果は県ホームページを通じて公表する。

**(7) 入札の中止等**

競売入札妨害または談合行為の疑い、不正または不誠実な行為等により入札を公正に執行できないと認められるとき、または競争性を確保し得ないと認められるときは、入札の執行延期、再入札公告または入札の取り止め等の対処を図る場合がある。

**(8) 落札者を選定しない場合**

事業者の募集および落札者の選定の過程において、入札参加者が無い、あるいは、いずれの入札参加者も県の財政負担額の縮減が見込めない等の理由により本事業をPFI事業として実施することが適当でないと判断された場合には、特定事業の選定を取り消すこととし、その旨を速やかに公表する。

**2 提案の条件**

**(1) 入札価格の算定方法**

県が支払うサービス対価の合計を入札価格とすること。

**(2) 予定価格**

本事業の予定価格は以下のとおりである。

13,224,180,000円（消費税および地方消費税の額を含む。）

**3 募集および選定に係る想定スケジュール**

事業者の募集および落札者の選定は、次のスケジュールにより行うことを想定している。

スケジュールは今後変更する可能性がある。

手続	日程
入札公告（入札説明書等の公表）	令和8年5月22日（金）
入札説明書等に関する説明会の申込締切	令和8年5月27日（木）
入札説明書等に関する説明会の開催	令和8年5月29日（金）
入札説明書等に関する第1回質問の受付締切	令和8年6月9日（火）
入札説明書等に関する第1回質問への回答の公表	令和8年7月3日（金）
参加表明書の受付締切	令和8年7月8日（水）
資格確認通知書の発送	令和8年8月5日（水）
入札説明書等に関する第2回質問の受付締切	令和8年8月10日（月）
競争的対話の申込締切	令和8年8月10日（月）
競争的対話の実施	令和8年9月10日（木）、 9月11日（金）（予定）
入札説明書等に関する第2回質問への回答の公表	令和8年9月30日（水）

入札提出書類（提案書）の受付締切	令和8年11月30日（月）
開札	令和8年12月1日（火）
落札者の決定および公表	令和9年2月下旬頃
基本協定の締結	令和9年3月中旬頃
仮契約の締結	令和9年4月下旬頃
本契約の締結	令和9年7月頃

#### 4 募集および選定手続き等

##### (1) 入札公告（入札説明書等の公表）

入札公告にあわせて、入札説明書等を県ホームページ等で公表する。

##### (2) 守秘義務対象資料の提供

要求水準書別添資料および参考資料の一部は守秘義務対象資料とし、参加を希望する事業者のうち、資料の提供を希望する者に対して別途提供する。資料の詳細は要求水準書を参照すること。

###### ア 受付期間

令和8年5月22日（金）から11月27日（金）15時まで

###### イ 提出方法

「守秘義務の遵守に関する誓約書」（様式1-1）に必要事項を記入の上、E-mailで提出すること。また、件名に「守秘義務対象資料提供依頼」と表記すること。

なお、メールを送信後、速やかに電話等で当該E-mailの着信確認を行うこと。

###### ウ 提出先

第3の8「事務局」

##### (3) 入札説明書等に関する説明会の開催

入札説明書等の内容について、説明会を開催する。また、説明会の開催にあわせて、現地見学会の開催を行う。

参加については参加企業1社につき最大3名までとするが、多数の参加希望者があった場合は、参加人数の調整や開催日時等の変更を行うこともある。なお、当日入札説明書等は配布しないので、各自持参すること。

###### ア 開催日時

令和8年5月29日（金）13時30分から（受付開始：13時00分から）

###### イ 開催場所

滋賀県希望が丘文化公園 青年の城（住所：滋賀県蒲生郡竜王町薬師1178）

###### ウ 申込方法

「入札説明書等に関する説明会参加申込書」（様式1-2）に必要事項を記入の上、E-mailで申し込むこと。また、件名に「説明会申込書」と表記すること。

###### エ 申込期限

令和8年5月27日（水）15時まで（必着）

###### オ 提出先

第3の8「事務局」

#### (4) 入札説明書等に関する第1回質問の受付、回答の公表

入札説明書等に記載された内容に関する質問を次の要領で受け付ける。これ以外による質問の提出は無効とする。

ア 受付期間

令和8年6月4日（木）から6月9日（火）15時まで（必着）

イ 提出方法

「入札説明書等に関する質問書」（様式1-3）に必要事項を記入の上、E-mailで提出すること（文書形式はMicrosoft-Excelとする）。また、件名に「第1回入札説明書等質問」と表記すること。

なお、メールを送信後、速やかに電話等で当該E-mailの着信確認を行うこと。

ウ 提出先

第3の8「事務局」

エ 回答の公表

質問および意見に対する回答は、令和8年7月3日（金）までに県ホームページで一括して公表する。

また、質問者等から提出のあった質問のうち、県が必要であると判断した場合には直接ヒアリングを行うことがある。

ただし、いずれの場合も、質問者等の特殊な技術、ノウハウ等に関わり、質問者等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えられるものは公表しない場合がある。なお、質問・意見を行った者の企業名は公表しないものとする。

#### (5) 参加表明書の受付

入札参加希望者は、以下の要領で参加表明書を提出すること。

なお、必要とする書類を期限までに提出しなかった者は、この入札に参加することができない。

ア 受付期間

令和8年7月3日（金）から7月8日（水）15時まで（必着）

※持参の場合は以下に留意すること。

- ・受付時間は午前9時から17時（最終日は15時）まで（ただし、正午から13時までの時間帯を除く。）とする。
- ・滋賀県の休日を定める条例（平成元年滋賀県条例第10号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。

イ 提出方法

参加表明時の提出書類（「参加表明書（資格確認申請書）」（様式2-1）～「委任状（受任者）」（様式2-11））に必要事項を記入の上、持参または郵送（配達記録が残る方法に限る。）で提出すること。

ウ 提出先

第3の8「事務局」

#### (6) 資格確認通知書の発送

第3の4（5）参加表明書の受付に係る手続きを行った入札参加希望者の代表企業に対して、資格確認の結果を、令和8年8月5日（水）までに資格確認通知書の発送

により通知する。

なお、入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

入札参加資格がないと認められた者は、以下の要領で、県に対して入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。

ア 受付期間

令和8年8月6日（木）から8月17日（月）17時まで（必着）

※持参の場合は以下に留意すること。

- ・受付時間は午前9時から17時まで（ただし、正午から13時までの時間帯を除く。）とする。
- ・休日を除く。

イ 提出方法

任意様式（代表企業の代表社員の押印を必須とする。）にて書類を作成の上、持参または郵送（配達記録が残る方法に限る。）で提出すること。

ウ 提出先

第3の8「事務局」

エ 回答

令和8年8月24日（月）までに説明を求めた参加表明書の提出者の代表企業に対して書面により回答する。

## (7) 入札説明書等に関する第2回質問の受付、回答の公表

入札説明書等に記載された内容に関する質問を次の要領で受け付ける。これ以外による質問の提出は無効とする。

ア 受付期間

令和8年8月5日（水）から8月10日（月）15時まで（必着）

イ 提出方法

質問および意見の内容を簡潔にまとめ、「入札説明書等に関する質問書」（様式1-3）に必要事項を記入の上、E-mailで提出すること（文書形式はMicrosoft-Excelとする）。また、件名に「第2回入札説明書等質問」と表記すること。

なお、メールを送信後、速やかに電話等で当該E-mailの着信確認を行うこと。

ウ 提出先

第3の8「事務局」

エ 回答の公表

質問および意見に対する回答は、令和8年9月30日（水）までに県ホームページで一括して公表する。

また、質問者等から提出のあった質問のうち、県が必要であると判断した場合には直接ヒアリングを行うことがある。

ただし、いずれの場合も、質問者等の特殊な技術、ノウハウ等に関わり、質問者等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えられるものは公表しない場合がある。なお、質問・意見を行った者の企業名は公表しないものとする。

## (8) 競争的対話の実施

第3の4（6）資格確認通知書の発送にて、参加資格を認められた者を対象に競争

的対話の場を設ける。参加を希望する場合は、以下の要領で、対話参加申込書を提出すること。競争的対話への参加希望者に対し、別途競争的対話に係る実施要領を配布する。

なお、対話の内容は入札提出書類に関わる内容を中心とし、様式集への記載方法等の単純な質疑については可能な限り入札説明書等に関する質問で行うこと。

ア 対話の目的

県は、入札参加者との十分な意思疎通を図ることによって、本事業の趣旨に対する入札参加者の理解を深め、県の意図と入札参加者の提案内容との間に齟齬が生じないようにすることを目的として、各入札参加者に対し、対面方式による対話の場を設ける。

イ 受付期間

令和8年8月5日（水）から8月10日（月）15時まで（必着）

ウ 提出方法

「対話参加申込書」（様式1-4）に必要事項を記入の上、E-mailで提出すること。また、件名に「競争的対話申し込み」と表記すること。

なお、メールを送信後、速やかに電話等で当該E-mailの着信確認を行うこと。

エ 提出先

第3の8「事務局」

オ 対話予定日

令和8年9月10日（木）、9月11日（金）

カ 対話結果の取り扱い

対話を実施した結果、競争上、認識を共有する必要がある事項については、対話による共有認識事項として、令和8年9月30日（水）までに、県ホームページ等への公表を行う。

ただし、対話参加者の提案ノウハウ等に関わり、対話希望者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えられるものについては通知および公表しない。

キ 留意事項

（ア）対話場所や時間等の詳細は対話の参加希望者へ個別に通知する。

（イ）対話は個別企業ごとではなく、参加資格を認められた者ごとに行う。

## (9) 入札提出書類（提案書）の提出

入札参加者は、以下の要領で、本事業に関する事業計画等の提案内容を記載した入札提出書類（提案書）を提出すること。

なお、必要とする書類を期限までに提出しなかった者は、この入札に参加することができない。

ア 受付期間

令和8年11月16日（月）から11月30日（月）15時まで（必着）

※持参の場合は以下に留意すること。

・受付時間は午前9時から17時（最終日は15時）まで（ただし、正午から13時までの時間帯を除く。）とする。

・休日を除く。

イ 提出方法

入札提出書類（提案書）（「入札提案書類提出届等」（様式3）～「設計図書類」（様式13））にて入札提出書類（提案書）を作成の上、持参または郵送（配達記録が残る方法に限る。）で提出すること。

- ウ 提出先  
第3の8「事務局」
- エ 留意事項  
持参の場合、身分を証明できるもの（社員証、運転免許証等）を持参すること。

#### **(10) 開札**

開札は、代表企業の代表者またはその代理人（参加資格申請時に申請した復代理人）を立ち合わせて行う。

なお、当該開札においては予定価格を超えていないことを確認し、入札価格の公表は行わない。

- ア 開札日時  
令和8年12月1日（火）15時
- イ 開札場所  
大津合同庁舎3階 入札室（滋賀県大津市松本一丁目2番1号）

#### **(11) ヒアリング**

入札提出書類（提案書）の審査に当たり、入札参加者に対して令和9年2月頃にヒアリングを行う。

実施日時や実施場所の詳細は、入札参加者の代表企業に対して、個別に通知する。

#### **(12) 落札者の決定および公表**

選定委員会において入札参加者からの入札提出書類（提案書）の審査・検討を行う。県は、選定委員会の結果を踏まえ、総合的に評価を行った上で落札者を決定する。

なお、結果については入札参加者に通知するとともに、県ホームページ等で公表する。

#### **(13) 基本協定の締結、仮契約の締結**

県は、落札者と基本協定を締結し、落札者を構成する者により設立される特別目的会社（SPC）と仮契約を締結する。

#### **(14) 本契約の締結**

仮契約は、県議会の議決を経たときに本契約となる。

#### **(15) 入札の辞退**

第3の4（6）資格確認通知書の発送にて、参加資格を認められた後に入札参加を辞退する者は、以下の要領で入札提出書類（提案書）の提出期限までに入札辞退届を提出すること。

- ア 提出方法  
「入札辞退届」（様式2-12）に必要事項を記入の上、持参または郵送（配達記録が残る方法に限る。）で提出すること。
- イ 提出先

## 5 入札参加に関する留意事項

### (1) 公正な入札の確保

入札参加者は以下の禁止事項に抵触した場合には、本事業への入札参加資格を失うものとする。

- ア 入札に当たって、入札参加者は「私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。
- イ 入札に当たって、入札参加者は競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格および提案内容等についていかなる相談も行わず、独自に入札価格および提案内容等を定めなければならない。
- ウ 入札参加者は、落札者の決定前に他の入札参加者に対して、入札価格および提案内容等を意図的に開示してはならない。
- エ 入札参加者やそれと同一と判断される団体等が、本事業に関して、選定委員会の委員に面談を求めたり、自社のPR資料を提出したりする等によって、自社を有利に、または他社を不利にするよう働きかけてはならない。

### (2) 入札参加に伴う費用負担

入札参加に伴う費用は、すべて入札参加者の負担とする。

### (3) 入札のとりやめ等

入札参加者が連合し、または不穏な行動をなす等の場合において、公正に入札を執行できないと認められる場合、またはその恐れがある場合は、当該入札参加者を入札に参加させない、または入札の執行を延期、もしくはとりやめることがある。なお、後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることがある。

### (4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。なお、県により入札参加資格の確認を受けた者であっても、確認の後、入札参加資格を失った場合は、入札を無効とする。

- ア 滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則第56号）第199条の規定に該当する入札
- イ 資格確認申請書、提出した資料等に虚偽の記載をした者の入札
- ウ 入札説明書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札

### (5) 入札提出書類（提案書）の取扱い・著作権

入札提出書類（提案書）に関する著作権、特許権の取扱いは、次に示すとおりとする。

#### ア 著作権

本事業に関する提出書類の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、本事業の実施にあたって公表等が必要と認められるときは、県は事業提案書の全部または一部を使用できるものとする。

また、契約に至らなかった事業提案については、本事業の審査に関する公表以外には使用しないものとし、入札提出書類（提案書）は返却しないものとする。

る。

イ 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、システム、アプリケーションソフトウェア、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負う。

ただし、県が、工事材料、施工方法、維持管理方法等で指定した場合で、設計図書等に特許権等の対象である旨が明示されておらず、入札参加者が特許権等の対象であることを過失なくして知らなかった場合には、県が費用を負担する。

**(6) 県からの提示資料の取扱い**

県が提供する資料は、応募に際しての検討以外の目的で使用することはできない。

**(7) 提出書類の変更禁止**

提出書類の変更はできない。

**(8) 使用言語および単位、時刻**

応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年5月20日法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

**(9) 苦情の申立て**

入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年滋賀県告示第80号）に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することができる。

**6 入札参加者の備えるべき参加資格要件**

**(1) 入札参加者等の構成等**

ア 入札参加者の構成

(ア) 入札参加者は、本施設の設計業務に当たる者、建設業務に当たる者、工事監理業務に当たる者、維持管理業務に当たる者および運営業務に当たる者を含むグループ（以下「参加グループ」という。）であることとする。

(イ) 参加グループは、特別目的会社（SPC）に出資する企業で特別目的会社（SPC）から直接業務を請け負う者（以下「構成員」という。）および特別目的会社（SPC）に出資しない企業で特別目的会社（SPC）から直接業務を請け負う者（以下「協力企業」という。）で構成すること。参加グループは、構成員のみとすることも可能とする。

(ウ) 構成員および協力企業は、特別目的会社（SPC）から請け負った業務の一部について、第三者に委託し、または下請負人を使用することができるが、その際は、当該委託または請負に係る契約の締結後速やかに県に通知すること。

イ 構成員・協力企業・代表企業の選定

参加グループを構成する企業は、参加表明時に構成員または協力企業のいずれの立場であるかを明らかにすること。また、構成員の中から代表企業を定め、代表企業が必ず参加表明書の提出および入札手続を行うこと。

#### ウ 複数業務の禁止

同一者が複数の業務に当たることを妨げないが、建設業務と工事監理業務については、同一の者または資本面もしくは人事面において関連のある者が兼ねてはならない。

※「資本面において関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、またはその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている場合をいう。

#### エ 複数提案の禁止

参加グループの構成員、協力企業およびこれらの企業と資本面若しくは人事面において関係のある者は、他の参加グループの構成員および協力企業になることができない。

### (2) 入札参加者の参加資格要件

構成員および協力企業は、次の入札参加資格要件を満たすこと。

#### ア 入札参加者の参加資格要件（共通）

(ア) 本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。

(イ) 本事業を効率的かつ効果的に実施できる経験およびノウハウを有していること。

#### イ 入札参加者の参加資格要件（代表企業）

入札参加者に必要な資格等（別途告示）に規定する資格を有すると認められて競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

なお、第3の4（6）において入札参加資格を認められた事業者に対して、競争入札参加資格者名簿への登録を行う。

#### ウ 入札参加者の参加資格要件（業務別）

設計、建設、工事監理、維持管理および運営の各業務に当たる者は、上記アの要件に加えてそれぞれ次の資格要件を満たすこと。

##### (ア) 設計業務に当たる者

設計業務に当たる者は構成員または協力企業とし、(a)～(c)の要件を満たすこと。ただし、本業務を複数の者で行う場合は、設計業務に当たる者の中で(a)～(c)の要件を満たし、すべての者は(a)の要件を満たすこと。

(a) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

(b) 平成23年4月1日から参加表明書の提出締切日までの間に完了した、延床面積3,000 m<sup>2</sup>以上（対象用途部分に係る面積とする）の公共施設（国や地方公共団体が整備、運営する施設）の新築または増築（増築にあつては、増築部分の面積）にかかる実施設計業務の実績（元請または共同企業体）があること。なお、共同企業体の構成企業としての実績は、その共同企業体中最大の出資比率の場合のものに限る。

(c) 一級建築士である管理技術者（設計業務に当たる者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。なお、恒常的な雇用関係とは参加表明書の提出日において雇用期間が3ヶ月以上経過していることをいう。）を配置できること。止むを得ない事情があり、県が認めた場合は、同等の資格・実績を有する配置技術者への変更を可とする。

(イ) 建設業務に当たる者（建築）

建設業務のうち、建築工事を実施する者（以下「建設業務に当たる者（建築）」という。）は構成員または協力企業とし、(a)～(f)の要件を満たすこと。ただし、本業務を複数の者で行う場合は、建設業務に当たる者（建築）の中で少なくとも1者は(a)～(f)の要件を満たし、他の者は(a)および(f)の要件を満たすこと。

なお、維持管理業務に当たる者や運營業務に当たる者が「備品等調達および設置業務」を担う場合、その維持管理業務に当たる者や運營業務に当たる者は(a)～(f)の要件のいずれも満たす必要が無い。

(a) 建設業法（昭和24年法律第100号）第15条に規定する特定建設業の許可を有していること。

(b) 上記(a)の建設工事の種類として建築一式を有していること。

(c) 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査を受けており、その審査結果（参加資格確認基準日において有効であり、かつ、最新ののものに限る。）における建築一式工事に係る総合評定値が1,100点以上であること。

(d) 平成23年4月1日から参加表明書の提出締切日までの間に完了した、延床面積3,000㎡以上（対象用途部分に係る面積とする）の公共施設の新築または増築（増築にあっては、増築部分の面積）にかかる建設業務の実績（元請または共同企業体）があること。なお、共同企業体の構成企業としての実績は、その共同企業体中最大の出資比率の場合のものに限る。

(e) 建設業法第26条第2項に規定する監理技術者（建設業務に当たる者（建築）と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、建設業法第27条の18第1項の規定による建設工事業に係る監理技術者資格者証を有ししている者に限る。なお、恒常的な雇用関係とは参加表明書の提出日において雇用期間が3ヶ月以上経過していることをいう。）を専任で配置できること。止むを得ない事情があり、県が認めた場合は、同等の資格・実績を有する配置技術者への変更を可とする。

(f) 上記(a)の建設工事の種類に応じて建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査を受けており、その審査結果（参加資格確認基準日において有効であり、かつ、最新ののものに限る。）における総合評定値がそれぞれ下記区分のいずれかを満たすこと。

建設工事の種類	総合評定値
建築一式工事	910点以上
電気工事	800点以上
管工事	840点以上

(ウ) 建設業務に当たる者（造園）

建設業務のうち、造園工事を実施する者（以下「建設業務に当たる者（造園）」という。）は構成員または協力企業とし、(a)～(d)の要件を満たすこと。ただし、本業務を複数の者で行う場合は、建設業務に当たる者（造園）の中で少なくとも1者は(a)～(d)の要件を満たし、他の者は(a)～(c)の要件を満たすこと。

(a) 建設業法（昭和24年法律第100号）第15条に規定する特定建設業の許可を有していること。

(b) 上記(a)の建設工事の種類として造園工事を有していること。

(c) 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査を受けており、その審査結果（参加資格確認基準日において有効であり、かつ、最新ののものに限る。）における造園工事に係る総合評定値が830点以上であること。

(d) 平成23年4月1日から参加表明書の提出締切日までの間に、官公庁発注の造園または公園の施工実績があること（コリンズで造園工事としての登

録があるものに限る)。なお、共同企業体の構成企業としての実績は、その共同企業体中最大の出資比率の場合のものに限る。

(エ) 工事監理業務に当たる者

工事監理業務に当たる者は構成員または協力企業とし、「(ア) 設計業務に当たる者」の(a)～(b)の要件を満たすこと。ただし、本業務を複数の者で行う場合は、工事監理業務に当たる者の中で(a)～(b)の要件を満たし、すべての者は(a)の要件を満たすこと。

なお、(b)の「実施設計業務」については、「工事監理業務」とする。

(オ) 維持管理業務に当たる者

維持管理業務に当たる者は構成員または協力企業とし、(a)～(c)の要件を満たすこと。ただし、本業務を複数の者で行う場合は、維持管理業務に当たる者の中で(a)～(c)の要件を満たすこと。

(a) 平成23年4月1日から参加表明書の提出締切日までの間において、同一の公園に係る維持管理業務を、2年以上継続して履行した実績を有すること。なお、共同企業体または任意団体等の構成員としての実績の場合は、代表企業として参加したものかつ当該公園部分の維持管理業務実績を有するものに限る。

(b) 平成23年4月1日から参加表明書の提出締切日までの間において、同一のスポーツ施設に係る維持管理業務を、2年以上継続して履行した実績を有すること。なお、共同企業体または任意団体等の構成員としての実績の場合は、代表企業として参加したものかつ当該スポーツ施設部分の維持管理業務実績を有するものに限る。

(c) 平成23年4月1日から参加表明書の提出締切日までの間において、同一の宿泊施設に係る維持管理業務を、2年以上継続して履行した実績を有すること。なお、共同企業体または任意団体等の構成員としての実績の場合は、代表企業として参加したものかつ当該宿泊施設部分の維持管理業務実績を有するものに限る。

(カ) 運營業務に当たる者

運營業務に当たる者は構成員または協力企業とし、(a)～(c)の要件を満たすこと。ただし、本業務を複数の者で行う場合は、運營業務に当たる者の中で(a)～(c)の要件を満たすこと。

(a) 平成23年4月1日から参加表明書の提出締切日までの間において、同一の公園に係る運營業務を、2年以上継続して履行した実績を有すること。なお、共同企業体または任意団体等の構成員としての実績の場合は、代表企業として参加したものかつ当該公園部分の運營業務実績を有するものに限る。

(b) 平成23年4月1日から参加表明書の提出締切日までの間において、同一のスポーツ施設に係る運營業務を、2年以上継続して履行した実績を有すること。なお、共同企業体または任意団体等の構成員としての実績の場合は、代表企業として参加したものかつ当該スポーツ施設部分の運營業務実績を有するものに限る。

(c) 平成23年4月1日から参加表明書の提出締切日までの間において、同一の宿泊施設に係る運營業務を、2年以上継続して履行した実績を有すること。なお、共同企業体または任意団体等の構成員としての実績の場合は、代表企業として参加したものかつ当該宿泊施設部分の運營業務実績を有するものに限る。

**(3) 欠格事項**

以下のいずれかに該当する者は、入札参加者となることはできない。

- ア PFI法第9条各号のいずれかに該当する者であること。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者であること。
- ウ 客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる次の(ア)から(オ)までのいずれかに該当する者であること。
  - (ア) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者
  - (イ) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
  - (ウ) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者
  - (エ) 会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがなされている者
  - (オ) 銀行取引停止処分がなされている者
- エ 法人税、消費税、地方消費税、法人住民税および法人事業税を滞納している者であること。
- オ 滋賀県物品関係入札参加停止基準および滋賀県建設工事等入札参加停止基準に基づく入札参加停止を受けている者であること。
- カ 滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則第56号）第195条の2各号に該当する者であること。
- キ 入札公告日以前3か月において、滋賀県発注の建築一式工事、電気設備工事、給排水冷暖房工事、造園工事および建築設計等委託業務成績評定要領に規定する委託業務で評定点60点未満の成績評定通知を受けた者であること。
- ク 県が本事業について、アドバイザー業務を委託している以下の者および以下者と資本面または人事面において関連のある者であること。
  - (ア) パシフィックコンサルタンツ株式会社
  - (イ) アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
- ケ 選定委員会の委員が属する企業またはその企業と資本面または人事面において関連のある者が参加していること。

#### (4) 参加資格の確認基準日

参加資格確認基準日は、参加表明書の提出締切日とする。

#### (5) 参加表明書の受付日以降の参加資格の喪失

入札参加資格を有すると認められた参加グループの構成員が、参加表明書の提出締切日以降に入札参加資格要件を欠くような事態が生じた場合の対応は、次のとおりとする。

- ア 参加表明書の提出締切日の翌日から落札者決定日までの間に、構成員のいずれかに入札参加資格要件を欠く事態が生じた場合には、当該入札参加者は原則として無効とする。ただし、代表企業以外の構成員が入札参加資格を欠くに至った場合は、当該入札参加者は、入札参加資格を欠いた構成員に代わって、入札参加資格を有する構成員を補充し、入札参加資格等を確認の上、県が認めた場

合は、入札に参加できるものとする。なお、この場合の補充する構成員の入札参加資格確認基準日は、当初の構成員が入札参加資格を欠いた日とする。

- イ 落札者決定日の翌日から基本協定締結日までの間、落札者の構成員が入札参加資格要件を欠くに至った場合、県は落札者と基本協定を締結しない場合がある。この場合において、県は落札者に対して一切の費用負担を負わないものとする。ただし、代表企業以外の構成員が入札参加資格を欠くに至った場合で、当該落札者が、参加資格を欠いた構成員に代わって、入札参加資格を有する構成員を補充し、県が入札参加資格の確認および設立予定のSPCの事業能力を勘案し、契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断した場合は、当該落札者基本協定を締結する。なお、この場合の補充する構成員または協力企業の入札参加資格確認基準日は、当初の構成員が入札参加資格を欠いた日とする。
- ウ 基本協定締結日の翌日から事業契約に係る議会の議決日までの間、選定事業者（落札者）の構成員が入札参加資格要件を欠くに至った場合、県は選定事業者（落札者）と事業契約を締結しない場合がある。この場合において、県は選定事業者（落札者）に対して一切の費用負担を負わないものとする。ただし、代表企業以外の構成員が入札参加資格を欠くに至った場合で、当該選定事業者（落札者）が、参加資格を欠いた構成員に代わって、入札参加資格を有する構成員を補充し、県が入札参加資格の確認および設立予定のSPCの事業能力を勘案し、契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断した場合は、当該選定事業者（落札者）と事業契約を締結する。なお、この場合の補充する構成員の入札参加資格確認基準日は、当初の構成員が入札参加資格を欠いた日とする。

## 7 特別目的会社（SPC）との契約手続

### (1) 基本協定の締結

落札者は、落札者決定後、すみやかに、県を相手方として協議を行い、基本協定書（案）に基づき、基本協定を締結しなければならない。

### (2) 契約手続きにおける交渉の有無

県は、事業契約手続きにおいては、入札条件の変更を伴う交渉は行わない。ただし、事業契約締結までの間に、事業契約書（案）の条文の意味を明確化するために文言の修正を行うことがある。

事業計画および契約の解釈について疑義が生じた場合には、県と事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、基本協定書に定める具体的な措置に従うものとする。

### (3) 事業契約の締結

県は、落札者と入札公告時に公表する入札説明書等に基づき事業契約に関する協議を行い、令和9年4月に仮契約を締結することを予定している。基本協定に従い、落札者は特定事業仮契約締結までに本事業を実施するSPCを設立し、県はSPCと事業契約を締結する。この場合において、当該SPCを選定事業者とする。

落札者決定日の翌日から事業契約締結までの間、落札者が基本協定を締結しないもしくは選定事業者が事業契約を締結しない場合には、総合評価一般競争入札の総合評価の得点の高い者から順に契約交渉を行い、合意に達した場合、随意契約による事業契約締結の手続きを行う場合がある。

なお、仮契約は県議会における議決を経て本契約となる。県議会における議決は、令和9年7月を予定している。

### (4) SPC設立等の要件

落札者は、本事業を実施するため、特定事業仮契約の締結前までに、会社法に定める株式会社として本事業を運営するにあたり妥当な資本金を持ったSPCを滋賀県内に設

立すること。本公園内をSPCの所在地とすることも可能とする。

また、入札参加者の構成員によるSPCへの出資比率は2分の1を超えることとし、代表企業のSPCへの出資比率は出資者中最大とするとともに、50%超の議決権割合を有するものとする。なお、すべての出資者は、事業契約が終了するまでSPCの株式を保有するものとし、県の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権などの設定その他一切の処分を行ってはならない。

※「出資比率」とは、株式会社の資本金額に対して、出資する金額の割合をいう

**(5) 費用の負担**

契約書の作成に係る落札者または事業者側の弁護士費用、印紙代等、契約書の作成に要する費用は、落札者または事業者の負担とし、本事業のサービス対価に含むものとする。

**(6) 入札保証金**

入札保証金は免除する。

**(7) 契約保証金**

納付すること。ただし、詳細については事業契約書（案）を参照すること。

**8 事務局**

滋賀県交通まちづくり部THEシガパーク推進課

〒520-8577 滋賀県大津市京町4丁目1番1号

電話：077-528-4169

FAX：077-528-4906

E-mail：rb0002@pref.shiga.lg.jp

## 別紙 1 サービス対価の構成および支払方法

### 1 サービス対価の構成

本事業において県が事業者を支払うサービス対価の構成は、次のとおりである。

費用項目		支払の対象	
サービス対価	施設整備業務の対価	A-1	「施設整備業務」に係る対価のうち公園施設（新設）・キャンプサイト設計相当分 ・調査費、設計費、申請費、設計期間中の保険料、諸経費等
		A-2	「施設整備業務」に係る対価のうち公園施設（新設）・キャンプサイト整備相当分 ・工事監理費、建設工事費、備品調達費、建設期間中の保険料、諸経費等
		A-3	「施設整備業務」に係る対価のうち新宿泊研修施設設計相当分 ・調査費、設計費、申請費、設計期間中の保険料、諸経費等
		A-4	「施設整備業務」に係る対価のうち新宿泊研修施設整備相当分 ・工事監理費、建設工事費、備品調達費、建設期間中の保険料、諸経費等
		A-5	「施設整備業務」に係る対価のうち青年の城解体相当分 ・解体工事費、解体期間中の保険料、諸経費等
		A-6	「施設整備業務」に係る対価のうち野外活動施設解体相当分 ・解体工事費、解体期間中の保険料、諸経費等
	統括管理業務の対価	B	「統括管理業務」に係る対価 ・SPC設立費、SPC運営費、人件費、諸経費等
	開業準備業務の対価	C-1	「開業準備業務」に係る対価のうち公園施設（既存）・青年の城開業準備相当分 ・開業準備期間中の維持管理・運営費、予約システム等整備費、保険料等
		C-2	「開業準備業務」に係る対価のうちキャンプサイト開業準備相当分 ・開業準備期間中の維持管理・運営費、予約システム等整備費、保険料、式典費等
		C-3	「開業準備業務」に係る対価のうち新宿泊研修施設開業準備相当分 ・開業準備期間中の維持管理・運営費、予約システム等整備費、保険料、式典費等
維持管理業務・運営業務の対価	D-1	「運営業務」および「維持管理業務」に係る対価 ・人件費、委託費、消耗品費、修繕・更新費（計画外）、保険料等	

		D-2	「運營業務」および「維持管理業務」に係る対価 ・新施設の修繕・更新費（計画内）
--	--	-----	--

## 2 サービス対価の算定方法

### (1) サービス対価Aの算定方法

サービス対価Aは施設整備業務に係る金額として事業者が提案した金額とする。

公園施設（新設）・キャンプサイト設計相当分に係る支払いはサービス対価A-1、公園施設（新設）・キャンプサイト整備相当分に係る支払いはサービス対価A-2、新宿泊研修施設設計相当分に係る支払いはサービス対価A-3、新宿泊研修施設整備相当分に係る支払いはサービス対価A-4、青年の城解体相当分に係る支払いはサービス対価A-5、野外活動施設解体相当分に係る支払いはサービス対価A-6として区分する。

### (2) サービス対価Bの算定方法

サービス対価Bは統括管理業務に係る金額として事業者が提案した金額とする。

### (3) サービス対価Cの算定方法

サービス対価Cは開業準備業務に係る金額として事業者が提案した金額とする。

公園施設（既存）・キャンプサイト開業準備相当分に係る支払いはサービス対価C-1、キャンプサイト開業準備相当分に係る支払いはサービス対価C-2、新宿泊研修施設開業準備相当分に係る支払いはサービス対価C-3として区分する。

### (4) サービス対価Dの算定方法

サービス対価Dは、本施設の運営業務（自主事業（任意）を除く）および維持管理業務に要する費用の維持管理・運営期間にわたる合計額（ただし、キャンプサイトに係る費用、食事提供業務のうちスポーツ会館のレストラン相当分、および物品・飲食物等販売等に係る費用を除く）から事業者が収受する施設使用料、食事提供業務、主催事業実施業務、園内の移動円滑化業務および物品・飲食物等販売等業務に係る収入を差し引いた金額として事業者が提案した金額とする。

サービス対価D-1の支払額は各回均等とするが、修繕・更新業務に係る費用のうち、計画修繕に係る費用はサービス対価D-2に区分し、サービス対価D-2の各回支払額については、業務実施内容に応じた支払額とし、各回均等以外の提案を認めるものとする。

### 3 サービス対価の支払方法

本事業において県が事業者を支払うサービス対価の支払方法は、次のとおりである。

費用項目		明細
サービス対価	施設整備業務の対価	A-1 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県は設計業務終了後に一括で支払う。</li> <li>・ 事業者は、公園施設（新設）・キャンプサイト設計業務に係る完了確認を受けた後、当該業務に係る請求書を県に提出する。</li> <li>・ 県は適法な請求を受けた日から30日以内に、事業者に対して当該対価を支払う。</li> <li>・ なお、サービス対価A-1に係る消費税については、サービス対価A-1の支払時に支払う。</li> </ul>
		A-2 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県は毎年度の出来高に応じて支払う。</li> <li>・ 事業者は、各年度2月末日までに、各年度の出来高確認を県に依頼する。</li> <li>・ 事業者は、公園施設（新設）・キャンプサイト整備業務に係る出来高確認を受けた後、当該出来形部分に係る請求書を県に提出する。</li> <li>・ 県は適法な請求を受けた日から30日以内に、事業者に対して当該対価を支払う。</li> <li>・ なお、サービス対価A-2に係る消費税については、サービス対価A-2の支払時に支払う。</li> </ul>
		A-3 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県は設計業務終了後に一括で支払う。</li> <li>・ 事業者は、新宿泊研修施設設計業務に係る完了確認を受けた後、当該業務に係る請求書を県に提出する。</li> <li>・ 県は適法な請求を受けた日から30日以内に、事業者に対して当該対価を一括で支払う。</li> <li>・ なお、サービス対価A-3に係る消費税については、サービス対価A-3の支払時に支払う。</li> </ul>
		A-4 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県は毎年度の出来高に応じて支払う。</li> <li>・ 事業者は、各年度2月末日までに、各年度の出来高確認を県に依頼する。</li> <li>・ 事業者は、新宿泊研修施設整備業務に係る出来高確認を受けた後、当該出来形部分に係る請求書を県に提出する。</li> <li>・ 県は適法な請求を受けた日から30日以内に、事業者に対して当該対価を支払う。</li> <li>・ なお、サービス対価A-4に係る消費税については、サービス対価A-4の支払時に支払う。</li> </ul>
		A-5 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県は毎年度の出来高に応じて支払う。</li> <li>・ 事業者は、各年度2月末日までに、各年度の出来高確認を県に依頼する。</li> <li>・ 事業者は、青年の城解体工事業務に係る出来高確認を受けた後、当該出来形部分に係る請求書を県に提出する。</li> <li>・ 県は適法な請求を受けた日から30日以内に、事業者に対して当該対価を支払う。</li> <li>・ なお、サービス対価A-5に係る消費税については、サービス対価A-5の支払時に支払う。</li> </ul>

		A-6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県は毎年度の出来高に応じて支払う。</li> <li>・ 事業者は、各年度2月末日までに、各年度の出来高確認を県に依頼する。</li> <li>・ 事業者は、野外活動施設解体工事業務に係る出来高確認を受けた後、当該出来形部分に係る請求書を県に提出する。</li> <li>・ 県は適法な請求を受けた日から30日以内に、事業者に対して当該対価を支払う。</li> <li>・ なお、サービス対価A-6に係る消費税については、サービス対価A-6の支払時に支払う。</li> </ul>
	統括管理業務の対価	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業者は、各四半期最終月の翌月15日までに「四半期報」を県に提出する。県は、「四半期報」受領日から14日以内に、事業者に対して「業務確認結果」を通知する。事業者は、当該通知受領後、速やかに直前の四半期に相当するサービス対価Bの請求書を県に提出する。</li> <li>・ 県は適法な請求を受けた日から30日以内に、事業者に対して当該対価を支払う。</li> <li>・ 第1回支払時期は、令和9年度第2四半期終了後の請求からとし、計75回に分けて支払う。</li> <li>・ なお、サービス対価Bに係る消費税については、サービス対価Bの支払時に支払う。</li> </ul>
	開業準備業務の対価	C-1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業者は、公園施設（既存）・青年の城開業準備業務終了後30日以内にサービス対価C-1の請求書を県に提出する。</li> <li>・ 県は適法な請求を受けた日から30日以内に、事業者に対して当該対価を一括で支払う。</li> <li>・ なお、サービス対価C-1に係る消費税については、サービス対価C-1の支払時に支払う。</li> </ul>
C-2		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業者は、キャンプサイト開業準備業務終了後30日以内にサービス対価C-2の請求書を県に提出する。</li> <li>・ 県は適法な請求を受けた日から30日以内に、事業者に対して当該対価を一括で支払う。</li> <li>・ なお、サービス対価C-2に係る消費税については、サービス対価C-2の支払時に支払う。</li> </ul>	
C-3		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業者は、新宿泊研修施設開業準備業務終了後30日以内にサービス対価C-3の請求書を県に提出する。</li> <li>・ 県は適法な請求を受けた日から30日以内に、事業者に対して当該対価を一括で支払う。</li> <li>・ なお、サービス対価C-3に係る消費税については、サービス対価C-3の支払時に支払う。</li> </ul>	

	維持管理業務・ 運営業務の対価	D-1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者は、各四半期最終月の翌月15日までに「四半期報」を県に提出する。県は、「四半期報」受領日から14日以内に、事業者に対して「業務確認結果」を通知する。事業者は、当該通知受領後、速やかに直前の四半期に相当するサービス対価D-1の請求書を県に提出する。</li> <li>・県は適法な請求を受けた日から30日以内に、事業者に対して当該対価を支払う。</li> <li>・第1回支払時期は、令和10年度第1四半期終了後の請求からとし、計72回に分けて均等に支払う。</li> <li>・なお、サービス対価D-1に係る消費税については、サービス対価D-1の支払時に支払う。</li> </ul>
D-2		<ul style="list-style-type: none"> <li>・県は、サービス対価D-2について、提案された「長期修繕計画」および「計画修繕業務計画書」に基づき、提案された項目ごとに、実施した修繕・更新業務の費用を支払う。</li> <li>・事業者は、入札時に提案した「長期修繕計画書」に基づき、翌年度に実施する計画修繕に関する「計画修繕業務計画書」を前年度の6月末日までに発注者へ提出し、発注者の承諾を得ること。</li> <li>・事業者は、上記業務計画書において、業務項目ごとに、その実施内容、実施時期、金額等を記載するものとする。また、当該業務計画書に記載の内容が、入札時の提案内容から変更となる場合、事業者は県に変更する理由について説明を行い、県の承諾を得るものとする。ただし、各修繕項目の金額の上限は提案時の金額の条件とする。</li> <li>・事業者は、当該修繕・更新業務の完了日が属する四半期の最終月の翌月15日までに「四半期報」を県に提出する。県は、「四半期報」受領日から14日以内に、事業者に対して「業務確認結果」を通知する。事業者は、当該通知受領後、速やかに直前の四半期に相当するサービス対価D-2の請求書を県に提出する。</li> <li>・県は適法な請求を受けた日から30日以内に、事業者に対して当該対価を支払う。</li> <li>・ただし、県は、事業者が各年度の「計画修繕業務計画書」に基づく業務について当該業務計画書に記載のとおりを実施しなかった場合、当該年度の対価について、上記業務計画書に記載される各業務項目の金額等に基づき、未実施の業務項目に対応する減額措置を講じることができる。</li> <li>・なお、サービス対価D-2に係る消費税については、サービス対価D-2の支払時に支払う。</li> </ul>	

## 別紙 2 サービス対価の改定方法

### 1 サービス対価 A の改定

サービス対価 A-1、A-2、A-3、A-4、A-5 および A-6 は、設計・建設期間中の物価変動に基づく改定を次のとおり行う。

#### (1) 着工前の改定

##### ア 物価変動の指標

改定に当たって使用する指標は次のとおりとする。

なお、指標は入札参加者の提案を踏まえて、県と事業者との協議により変更することも可能である。ただし、費目の細分化は認めない。また、採用している指標の消滅、内容の見直しにより本事業の実態に適合しなくなった場合は、その後の対応方法について県と事業者との間で協議して定めるものとする。

項目	使用する指標
サービス対価 A-1	建設工事デフレーター（国土交通省）：建設総合－公共工事－公園
サービス対価 A-2	建設工事デフレーター（国土交通省）：建設総合－公共工事－公園
サービス対価 A-3	「建築費指数」（一般財団法人建設物価調査会） ・都市別指数（大阪） ・構造別平均 RC ・工事原価
サービス対価 A-4	「建築費指数」（一般財団法人建設物価調査会） ・都市別指数（大阪） ・構造別平均 RC ・工事原価
サービス対価 A-5	「建築費指数」（一般財団法人建設物価調査会） ・都市別指数（大阪） ・構造別平均 RC ・工事原価
サービス対価 A-6	「建築費指数」（一般財団法人建設物価調査会） ・都市別指数（大阪） ・構造別平均 RC ・工事原価

##### イ 改定の計算方法

入札公告日の属する月の前 12 か月分の指標値（12 か月分の平均値）とサービス対価 A-1、A-2、A-3、A-4、A-5 または A-6 に係るそれぞれの業務の着工日（設計の場合は設計業務開始日）の属する月の前 12 か月分の指標値（12 か月分の平均値）を比較し、1.5% を超える物価変動がある場合は、県および事業者は物価変動に基づく改定の申し入れを行うことができる。改定率は小数点以下第四位を切り捨て、改定後のサービス対価の 1 円未満の部分は切り捨てとする。改定は、サービス対価ごと対して行うこととし、この請求および協議は、サービス対価 A-1、A-2、A-3、A-4、A-5 または A-6 に係るそれぞれの業務の着工日以降 3 か月以内に行うこととする。

$$P_n = P_0 \times (\text{Index}_0 / \text{Index}_r)$$

ただし、 $|\text{Index}_0 / \text{Index}_r - 1| \geq 1.5\%$

$P_n$  : 改定後のサービス対価

$P_0$  : 事業者提案に示されたサービス対価

Index <sub>0</sub> : 建設工事着工日の属する月の指数 (前 12 か月の平均値)
Index <sub>r</sub> : 入札公告日が属する月の指数 (令和 7 年 6 月から令和 8 年 5 月までの 12 か月の平均値)
※ Index : 使用する指標

ウ 改定の手続き

事業者は、着工日以降 3 か月以内に、指標値の評価の根拠となる資料を添付した上で、サービス対価の金額を算出し、県へ通知し、県の確認を得ること。改定を行わない場合も同様とする。

消費税率が改定された場合は、上記改定の計算方法の変更について、県と事業者で協議するものとする。

(2) 建設期間中の改定

建設期間中の物価変動に伴う改定は、「滋賀県建設工事請負契約約款」第25条の手続きを参考とするものとする。

ア 物価変動の指標

改定に当たって使用する指標は次のとおりとする。

なお、指標は入札参加者の提案を踏まえて、県と事業者との協議により変更することも可能である。ただし、費目の細分化は認めない。また、採用している指標の消滅、内容の見直しにより本事業の実態に適合しなくなった場合は、その後の対応方法について県と事業者との間で協議して定めるものとする。

項目	使用する指標
サービス対価 A-2	建設工事デフレーター (国土交通省) : 建設総合 - 公共工事 - 公園
サービス対価 A-4	「建築費指数」(一般財団法人建設物価調査会) ・都市別指数 (大阪) ・構造別平均 RC ・工事原価
サービス対価 A-5	「建築費指数」(一般財団法人建設物価調査会) ・都市別指数 (大阪) ・構造別平均 RC ・工事原価
サービス対価 A-6	「建築費指数」(一般財団法人建設物価調査会) ・都市別指数 (大阪) ・構造別平均 RC ・工事原価

イ 改定の計算方法

全体スライド	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県または事業者は、サービス対価 A-2、A-4、A-5 または A-6 に係るそれぞれの業務の建設期間内で着工日から 12 か月を経過した日後に日本国内における賃金水準または物価水準の変動によりサービス対価 A-2、A-4、A-5 または A-6 が不適当となったと認めるときは、相手方に対してサービス対価 A-2、A-4、A-5 または A-6 の変更を請求することができる。</li> <li>・県または事業者は、上記の請求があったときは、変動</li> </ul>
--------	---

	<p>前サービス対価 A-2、A-4、A-5 または A-6（当該請求時点における未出来高に相当する額をいう。以下同じ。）と変動後サービス対価 A-2、A-4、A-5 または A-6（変動後の賃金または物価を基礎として算出した当該未出来高相当額に係る変動前サービス対価に相当する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前サービス対価 A-2、A-4、A-5 または A-6 のそれぞれ 1.5% を超える額につき、変動前サービス対価 A-2、A-4、A-5 または A-6 の変更に応じなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・変動前サービス対価 A-2、A-4、A-5 または A-6 と変動後サービス対価 A-2、A-4、A-5 または A-6 は、請求のあった日を基準とし、県の定める資料に基づき県と事業者とが協議して定める。ただし、協議が整わない場合は、県が定め、事業者に通知するものとする。</li> <li>・全体スライドの請求は、この規定により改定を行った後再度行うことができる。</li> </ul>
単品スライド	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別な要因により建設期間中に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、サービス対価 A-2、A-4、A-5 または A-6 が不相当となったときは、県または事業者は、前各項の規定によるほか、サービス対価 A-2、A-4、A-5 または A-6 の変更を請求することができる。</li> <li>・サービス対価 A-2、A-4、A-5 または A-6 の変更額については県と事業者とが協議して定める。ただし、協議が整わない場合は、県が定め、事業者に通知するものとする。</li> </ul>
インフレスライド	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予期することができない特別の事情により、建設期間中に日本国内において急激なインフレーションまたはデフレーションを生じ、サービス対価 A-2、A-4、A-5 または A-6 が著しく不相当となったときは、発注者または事業者は、前各項の規定にかかわらず、サービス対価 A-2、A-4、A-5 または A-6 の変更を請求することができる。</li> <li>・サービス対価 A-2、A-4、A-5 または A-6 の変更額については発注者と事業者とが協議して定める。ただし、協議が整わない場合は、発注者が定め、事業者に通知するものとする。</li> </ul>

## 2 サービス対価Bの改定

サービス対価Bは、物価変動に基づく改定を次のとおり行う。

### (1) 物価変動の指標

改定に当たって使用する指標は次のとおりとする。

なお、指標は入札参加者の提案を踏まえて、県と事業者との協議により変更することも可能である。ただし、費目の細分化は認めない。また、採用している指標の消滅、内容の見直しにより本事業の実態に適合しなくなった場合は、その後の対応方法について県と事業者との間で協議して定めるものとする。

項目	使用する指標
サービス対価 B	「毎月勤労統計調査」(厚生労働省) <ul style="list-style-type: none"> <li>・賃金指数</li> <li>・きまって支給する給与</li> <li>・調査産業計</li> <li>・一般労働者 30 人以上</li> </ul>

## (2) 改定の計算方法

令和N年度のサービス対価は、次表に示す、前回改定の基礎となった指標 (Index r) と N-1 年の指標 (Index N-1 : N-2 年 4 月から N-1 年 3 月までの 12 ヶ月分の平均値) とを比較し、3%以上の変動が認められる場合に改定する。

ただし、令和 9 年度分は改定を行わない。

なお、令和 10 年度のサービス対価については、令和 8 年度の指標 (令和 8 年 4 月から令和 9 年 3 月までの 12 ヶ月の平均値) と令和 9 年度の指標 (令和 9 年 4 月から令和 10 年 3 月までの 12 ヶ月の平均値) とを比較し、3%以上の変動が認められる場合に改定する。

改定率は小数点以下第四位を切り捨て、改定後のサービス対価の 1 円未満の部分は切り捨てとする。

$$P_n = P_{n-1} \times (\text{Index } N-1 / \text{Index } r)$$

ただし、 $|\text{Index } N-1 / \text{Index } r - 1| \geq 3.0\%$

$P_n$  : N 年度のサービス対価

$P_{n-1}$  : N-1 年度のサービス対価

(初回改定が行われるまでは事業者提案に示されたサービス対価)

Index N-1 : N-2 年 4 月から N-1 年 3 月までの指数 (12 ヶ月分の平均)

Index r : 前回のサービス対価改定の基礎となった年の指数 (初回改定が行われるまでは令和 8 年度の指標 (令和 8 年 4 月から令和 9 年 3 月までの 12 ヶ月平均値))

※ Index : 使用する指標

## (3) 改定の手続き

事業者は、毎年度 6 月末日までに、指標値の評価の根拠となる資料を添付して翌年度のサービス対価の合計金額を発注者に報告し、発注者の確認を受ける。改定を行わない場合も同様とする。

消費税率が改定された場合は、上記改定の計算方法の変更について、発注者と事業者で協議するものとする。

また、採用している指標が消滅した場合や、内容の見直しにより本事業の実態に適合しなくなった場合は、その後の対応方法について発注者と事業者との間で協議して定めるものとする。

## 3 サービス対価 C の改定

サービス対価 C-2 および C-3 は、物価変動に基づく改定を次のとおり行う。

### (1) 物価変動の指標

改定に当たって使用する指標は次のとおりとする。

なお、指標は入札参加者の提案を踏まえて、県と事業者との協議により変更することも可能である。ただし、費目の細分化は認めない。また、採用している指標の消滅、内容の見直しにより本事業の実態に適合しなくなった場合は、その後の対応方法について県と事業者との間で協議して定めるものとする。

項目	使用する指標
サービス対価 C-2	「毎月勤労統計調査」(厚生労働省)

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・賃金指数</li> <li>・きまって支給する給与</li> <li>・調査産業計</li> <li>・一般労働者 30 人以上</li> </ul>
サービス対価 C-3	「毎月勤労統計調査」(厚生労働省) <ul style="list-style-type: none"> <li>・賃金指数</li> <li>・きまって支給する給与</li> <li>・調査産業計</li> <li>・一般労働者 30 人以上</li> </ul>

## (2) 改定の計算方法

令和N年度のサービス対価は、次表に示す、前回改定の基礎となった指標 (Index r) と N-1 年の指標 (Index N-1 : N-2 年 4 月から N-1 年 3 月までの 12 ヶ月分の平均値) とを比較し、3%以上の変動が認められる場合に改定する。

なお、令和 10 年度のサービス対価については、令和 8 年度の指標 (令和 8 年 4 月から令和 9 年 3 月までの 12 ヶ月の平均値) と令和 9 年度の指標 (令和 9 年 4 月から令和 10 年 3 月までの 12 ヶ月の平均値) とを比較し、3%以上の変動が認められる場合に改定する。

改定率は小数点以下第四位を切り捨て、改定後のサービス対価の 1 円未満の部分は切り捨てとする。

$P_n = P_{n-1} \times (\text{Index } N-1 / \text{Index } r)$ ただし、 $ \text{Index } N-1 / \text{Index } r - 1  \geq 3.0\%$ P <sub>n</sub> : N 年度のサービス対価 P <sub>n-1</sub> : N-1 年度のサービス対価 (初回改定が行われるまでは事業者提案に示されたサービス対価) Index N-1 : N-2 年 4 月から N-1 年 3 月までの指数 (12 ヶ月分の平均) Index r : 前回のサービス対価改定の基礎となった年の指数 (初回改定が行われるまでは令和 8 年度の指標 (令和 8 年 4 月から令和 9 年 3 月までの 12 ヶ月平均値)) ※ Index : 使用する指標
--

## (3) 改定の手続き

事業者は、毎年度 6 月末日までに、指標値の評価の根拠となる資料を添付して翌年度のサービス対価の合計金額を発注者に報告し、発注者の確認を受ける。改定を行わない場合も同様とする。

消費税率が改定された場合は、上記改定の計算方法の変更について、発注者と事業者で協議するものとする。

また、採用している指標が消滅した場合や、内容の見直しにより本事業の実態に適合しなくなった場合は、その後の対応方法について発注者と事業者との間で協議して定めるものとする。

## 4 サービス対価 D の改定

サービス対価 D-1 および D-2 は、物価変動に基づく改定を次のとおり行う。

### (1) 物価変動の指標

改定に当たって使用する指標は次のとおりとする。

なお、指標は入札参加者の提案を踏まえて、県と事業者との協議により変更することも可能である。ただし、費目の細分化は認めない。また、採用している指標の消滅、内容の見直しにより本事業の実態に適合しなくなった場合は、その後の対応方法について県と事業者との間で協議して定めるものとする。

項目	使用する指標
人件費	「毎月勤労統計調査」(厚生労働省) ・賃金指数 ・きまって支給する給与 ・調査産業計 ・一般労働者 30 人以上
修繕・更新費(什器・備品保守点検費のうち修繕・更新に係る費用も含む)	「建設工事費デフレーター」建設総合(国土交通省)
その他	「企業向けサービス価格指数 2020 年基準」—参考指数—基本分類構成項目—建物サービス<官公庁向け>—(日本銀行調査統計局)

## (2) 改定の計算方法

令和N年度のサービス対価は、次表に示す、前回改定の基礎となった指標 (Index r) と N-1 年の指標 (Index N-1 : N-2 年 4 月から N-1 年 3 月までの 12 ヶ月分の平均値) とを比較し、3%以上の変動が認められる場合に改定する。

なお、令和 10 年度のサービス対価については、令和 8 年度の指標 (令和 8 年 4 月から令和 9 年 3 月までの 12 ヶ月の平均値) と令和 9 年度の指標 (令和 9 年 4 月から令和 10 年 3 月までの 12 ヶ月の平均値) とを比較し、3%以上の変動が認められる場合に改定する。

改定率は小数点以下第四位を切り捨て、改定後のサービス対価の 1 円未満の部分は切り捨てとする。

$P_n = P_{n-1} \times (\text{Index } N-1 / \text{Index } r)$ <p>ただし、<math> \text{Index } N-1 / \text{Index } r - 1  \geq 3.0\%</math>  <math>P_n</math> : N 年度のサービス対価  <math>P_{n-1}</math> : N-1 年度のサービス対価  (初回改定が行われるまでは事業者提案に示されたサービス対価)  Index N-1 : N-2 年 4 月から N-1 年 3 月までの指数 (12 ヶ月分の平均)  Index r : 前回のサービス対価改定の基礎となった年の指数 (初回改定が行われるまでは令和 8 年度の指標 (令和 8 年 4 月から令和 9 年 3 月までの 12 ヶ月平均値))</p> <p>※ Index : 使用する指標</p>
---

## (3) 改定の手続き

事業者は、毎年度 6 月末日までに、指標値の評価の根拠となる資料を添付して翌年度のサービス対価の合計金額を発注者に報告し、発注者の確認を受ける。改定を行わない場合も同様とする。

消費税率が改定された場合は、上記改定の計算方法の変更について、発注者と事業者で協議するものとする。

また、採用している指標が消滅した場合や、内容の見直しにより本事業の実態に適合しなくなった場合は、その後の対応方法について発注者と事業者との間で協議して定めるものとする。

## 5 税制の変更に基づくサービス対価の改定

税制が変更になった場合のサービス対価の改定は次のとおり行う。

ア 事業者は、税制の変更(ただし、法人税、所得税、事業税その他収益に関する税制

に関する変更を除く。以下、イ、ウにおいて同様とする。)により事業者が支払うべき租税が新設または増額された場合、県に対してその旨および変更見込み額を記載した通知を行う。

- イ 県は、税制の変更により事業者が支払うべき租税が変更されたときは、事業者に対してその旨を通知することにより、サービス対価の見直しを請求することができる。
- ウ 前2項に基づく請求がなされた場合、県および事業者は、請求の当否および変更額について協議の上決定する。当該協議において合意が成立しない場合、県は、サービス対価額の変更の可否および変更する場合には合理的と判断する変更額をそれぞれ決定し、当該決定の理由を併記した書面により事業者に対して通知する。

## 別紙3 光熱水費の取り扱い

### 1 基本的な考え方

本公園の開業準備業務、維持管理業務および運營業務に係る光熱水費（電気代、燃料費、上下水道代等）は県が支払うサービス対価には含めない。下記の基準額までは県が四半期ごとに事業者へ支払うが、基準額超過分は事業者が支払うものとする。

### 2 基準額の設定

下記の基準量（1年間）と単価を乗算し、電気料金、燃料費、上下水道代等のそれぞれの基準額を算出する。それらを足し合わせたものを各年度の基準額として設定する。

基準額 =	$\frac{\text{単価} \times \text{基準量}}{\text{(電気代基準額)}}$	+	$\frac{\text{単価} \times \text{基準量}}{\text{(燃料費基準額)}}$	+	・・・	+	$\frac{\text{単価} \times \text{基準量}}{\text{(上下水道代基準額)}}$	+	消費税
-------	---	---	---	---	-----	---	---	---	-----

#### (1) 基準量

令和10年度～令和15年度：提案書記載の使用量

令和16年度～令和18年度：令和13年度～令和15年度の実績使用量の平均値

令和19年度～令和21年度：令和16年度～令和18年度の実績使用量の平均値

令和22年度～令和24年度：令和19年度～令和21年度の実績使用量の平均値

令和25年度～令和27年度：令和22年度～令和24年度の実績使用量の平均値

#### (2) 単価（令和8年4月時点）

電気代	26 円/KWh
上水道代	207 円/m <sup>3</sup>
下水道代	211 円/m <sup>3</sup>
ガス代	430 円/m <sup>3</sup>

※各単価の変動に応じて随時変更する

### 3 支払方法

県は四半期ごとに支払う。

事業者は、光熱水費に係る請求書を受領後、速やかに県に提出する。

県は請求を受けた日から30日以内に、事業者に対して基準額を支払う。

なお、請求書金額が基準額未満だった場合は、実費払いとする。

## 別紙4 プロフィットシェアの設定

本事業の自主事業から得られる当期利益を原資として、本事業に再投資を行う利益の還元を実施する。具体的には、事業者の各年度の当期利益が当期利益の見込額を超過した場合、その超過した一部を原資として確保（以下、確保された原資を「再投資原資」という。）し、事業者が本事業に再投資する。

### 1 基本的な考え方

当期利益の還元は、以下の手順に則り実施する。

- ①再投資原資の確保
- ②再投資予定時期の設定
- ③再投資計画の提出
- ④再投資の実施
- ⑤モニタリング

### 2 再投資原資の確保

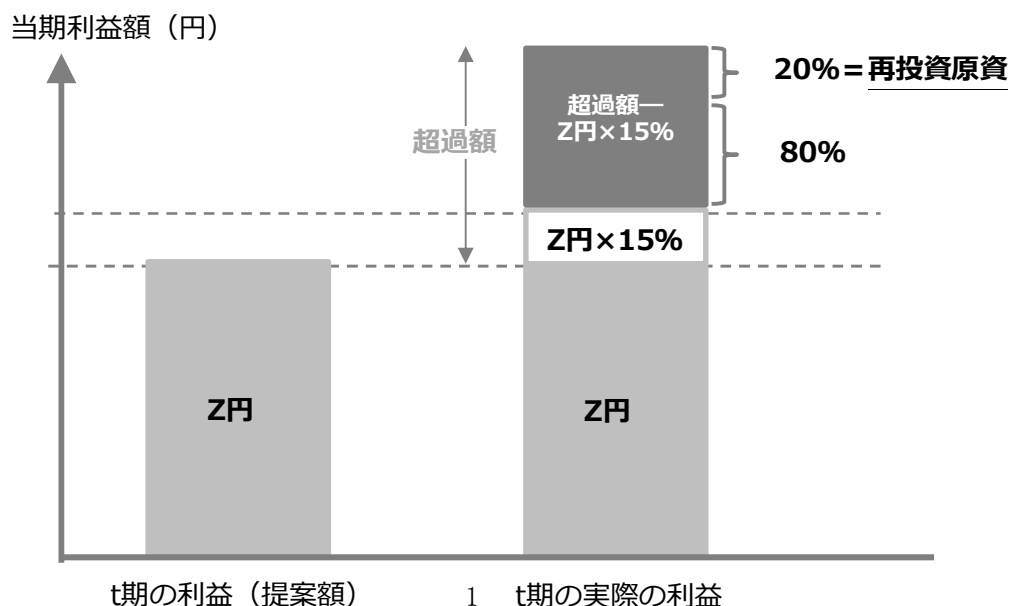
再投資原資は、事業者の当期利益とし、各年度について、下記の算定式に応じた金額を、再投資原資として確保する。

#### 【再投資原資の算定式】

$$\begin{aligned} & (\text{t年度の再投資原資}) \\ & = \{ (\text{t年度の超過額}) - (\text{t年度の当期利益見込額}) \times 15\% \} \times 20\% \\ & \cdot \text{t年度} : \text{再投資原資の対象とする当期利益の発生する年度} \\ & \cdot \text{t年度の超過額} : (\text{t年度の当期利益}) - (\text{t年度の当期利益見込額}) \end{aligned}$$

当期利益の見込額は、事業者が応募時点で設定した、維持管理・運営期間における各年度の自主事業から得られる当期利益（各年度における自主事業の収入から費用を差し引いた金額）の見込額とする。なお、上記算定式に基づくt年度の再投資原資が0円以下の場合、再投資原資の確保を行わない。初回の算定は、2029年度分の実績が確定した2030年度に行う。最後の算定は、2044年度に行い、2045年度は再投資原資の確保を行わない。

なお、維持管理・運営期間の途中で、複数年に及んで各年度の当期利益が当期利益見込額と大きく乖離する場合、県は、以降の維持管理・運営期間の当期利益見込額の再設定を認める場合がある。



### 3 再投資予定時期の設定

確保した再投資原資は、再投資原資の対象とする利用料金収入等の発生する年度の翌年度から起算して、原則として5年以内を目途に再投資予定時期を設定し、原則として当該時期までに、本事業に再投資すること。ただし、確保した再投資原資が少額な場合や、5年を超過する再投資時期を設定することにより効率的な再投資ができる場合など、合理的な理由があり、県の承諾を得た場合は、5年を超過する再投資時期の設定ができる。再投資予定時期は必ず2045年度までに設定するものとする。なお、複数年度にわたって確保された再投資原資を合算して再投資することも可能とするが、積み立てられている再投資原資の総額は、事業者の責任において毎年度確認し、県に通知すること。

### 4 再投資計画の提出

事業者は、再投資時期の前年度までに、確保された再投資原資の用途を明示した再投資計画を、県に提出すること。再投資計画の内容は、本施設の魅力向上と利用者の利便性の向上に資するもの（ただし、自主事業への再投資は認めない）とし、再投資計画として認め得るか否かは、再投資計画の内容を確認した上で、次表の例を参考に、県が判断する。

再投資の内容		具体的な提案の例
提案を認める内容	にぎわいづくりの向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園のにぎわいを創出するための無料イベントの実施</li> <li>通常有料である施設の無料開放</li> <li>通常の価格よりも、廉価な料金設定のイベントの実施 など</li> </ul>
	環境の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>園路や公園内に設置された施設・設備の機能向上</li> <li>景観向上のための植樹、樹木の更新</li> </ul>
	情報発信の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>広報・PR活動の充実</li> <li>DX活用の促進 など</li> </ul>
	利便性の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>園内移動のための新たなモビリティの充実</li> <li>利用者向けの園内外送迎サービス</li> <li>トイレの増設 など</li> </ul>
	その他、公園の魅力向上、利用者の利便性の向上に資するもの	
認めない内容	単に、SPCの負担を免れるためのもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>要求水準に事業者が行うものとして規定されているもの など</li> </ul>
	単に、SPCの資産を増加させるためのもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>事務用のPCの購入、予備の消耗品の購入 など</li> </ul>
	自主事業の内容を充実させるもの	
	その他、本事業における還元・再投資の趣旨に合致しないもの	

### 5 再投資の実施

事業者は、設定された再投資時期までに再投資を実施する。再投資の実施に当たっては、他の維持管理・運営業務の業務水準と同等の水準で、利用者等への安全確保、環境への配慮等を講じた上で事業者の責任により実施すること。なお、やむを得ない合理的

な理由がある場合は、県の承諾を得た上で事業者は再投資時期を延期することができる。ただし、再投資時期の再延期は認めない。

## **6 モニタリング**

事業者は、再投資の結果を県に報告すること。県は、再投資の結果が事業者の提案した再投資計画に合致していることをモニタリングにより確認する。再投資の内容が再投資計画に合致していない場合、県は事業者に対して再投資のやり直しを要求することができる。再投資のやり直しに係る費用は、事業者が負担すること。

## 別紙5 モニタリングおよびサービス対価の減額等の基準と方法

### 1 基本的な考え方

県は事業者が要求水準書および事業提案書等に定められた業務を確実に遂行し、要求水準書および事業提案書等に基づき設定される業務水準を満たしているかを確認するために、監視、測定や評価等のモニタリングを行う。

モニタリングの結果、事業者の業務実施内容が、事業者の責めに帰すべき事由により、要求水準書等の未達成、または未達成のおそれがあると判断した場合、県は、事業者に対して、是正勧告、サービス対価の減額・罰則点の付与、各業務を実施する企業の変更、契約解除等の措置を対象業務に応じて講ずる。

### 2 モニタリングの費用負担

モニタリングの実施に係る県の職員人件費等は、県の負担とする。なお、モニタリングにおいて、県が状況の確認をする場合等に、事業者が発生する費用は、事業者の負担とする。

事業者が自ら実施するセルフモニタリング、提出書類の作成等に係る費用は、事業者の負担とする。

### 3 モニタリングの方法

#### (1) 統括管理業務に関するモニタリング

##### ア 書類の確認

県は、事業者から提出された業務計画書その他必要な書類等によりモニタリングを実施する。

事業者は、次の提出書類を、県に提出し、業務水準を満たしていることについて県に報告し、県の確認および承諾を受けること。

各書類は県の承認期間を見据えて余裕を持って提出すること。

提出書類	県の承認時期
事業計画	事業契約締結後速やかに提出して承認を得ること
統括管理業務年間計画書	事業契約締結後速やかに提出して承認を得ること 2年目以降は当該事業年度の業務開始の2ヶ月前まで
提出書類一覧表 (提出書類名、提出予定時期等を記載)	事業契約締結後速やかに提出して承認を得ること
維持管理・運営モニタリング実施計画書 (モニタリング時期、モニタリング項目および内容、モニタリング方法、モニタリング様式を記載)	各施設の供用開始日の2ヶ月前まで
維持管理・運営モニタリング年間計画書	当該事業年度の業務開始の2ヶ月前まで
業務改善報告書	セルフモニタリングの結果や利用者意見等により業務改善を行った場合に速やかに提出すること

イ 随時確認

県は、事業者の業務実施内容について、随時必要な報告を求めることができる。  
事業者は必要な協力を行うこと。

ウ 要求水準書等未達成の場合の措置

県は、モニタリングの結果、事業者の業務実施内容が、要求水準書等の未達成、または未達成のおそれがあると判断した場合、事業者に対して、是正勧告の措置を講ずる。

**(2) 施設整備業務に関するモニタリング**

ア 書類の確認

県は、事業者から提出された業務計画書、基本設計図書、実施設計図書、施工計画書、工事監理計画書その他必要な書類等によりモニタリングを実施する。

また、事業者は、次の提出書類を、県に提出し、業務水準を満たしていることについて県に報告し、県の確認および承諾を受けること。

各書類の作成は、各業務につき関係法令に基づく責任を負う者が行うこととするが、事業者はその内容を確認した上でこれを提出し、包括的な責任を負う。

各書類は県の承認期間を見据えて余裕を持って提出すること。

提出書類	県の承認時期
業務水準確認チェックリスト	事業契約締結後速やかに提出して承認を得ること
業務水準確認チェックリスト (※上記で作成したリストへ記入)	各施設の基本設計完了時 各施設の実実施設計完了時 各施設の建設・解体工事完了時

イ 随時確認

県は、事業者の業務実施内容について、随時必要な報告を求めることができる。  
事業者は必要な協力を行うこと。

ウ 現地の確認

県は、事業者の業務実施内容について、実地にて確認することができる。  
事業者は確認に必要な協力を行うこと。

エ 要求水準書等未達成の場合の措置

(ア) 是正勧告

① 是正計画書の確認

県は、事業者の業務の内容が要求水準等を満たしていないと判断される事象が発生した場合、速やかに当該業務の是正を行うよう是正勧告を事業者に対して書面により行うものとする。

事業者は、県から是正勧告を受けた場合、速やかに是正対策と是正期限について県と協議を行うとともに、是正対策と是正期限等を記載した是正計画書を県に提出し、県の承諾を得るものとする。

なお、県は、事業者が提出した是正計画書が、業務水準を満たしていない状態を是正できる内容とは認められない場合は、業務計画書の変更、再提出を求めることができる。

## ② 是正措置の確認

事業者は、県の承諾を得た是正計画書に基づき、直ちに是正措置を実施し、県に報告する。県は、事業者からの是正完了の通知または是正期限の到来を受け、随時のモニタリングを行い、是正計画書に沿った是正が行われたかどうかを確認する。

なお、県は、是正期限到来後も、是正が確認できない場合は、再度の是正勧告を行うことができる。

### (イ) 業務担当者または業務担当企業の変更

県は、上記（ア）②における是正措置の確認の結果、是正計画書に沿った期間・内容による是正が認められないと県が判断した場合、当該業務担当者または業務担当企業の変更を事業者に要求することができる。

### (ウ) 契約の解除

県は、次のいずれかに該当する場合は、事業契約を解除することができる。

- ① 上記（ア）②における再度の是正勧告を行っても、是正がなされていないと県が判断した場合
- ② 事業者が、上記（イ）の措置を求められているにもかかわらず、当該業務担当者または業務担当企業の変更先を30日以内に選定し、その詳細を県に提出しない場合

## (3) 開業準備業務に関するモニタリング

### ア 書類の確認

県は、事業者から提出された業務計画書その他必要な書類等によりモニタリングを実施する。

事業者は、次の提出書類を、県に提出し、業務水準を満たしていることについて県に報告すること。

提出書類	提出時期
開業準備業務報告書	・月報：当該月の翌月 10 日まで ・総括報：各施設における業務終了月の翌月 20 日まで

### イ 随時確認

県は、事業者の業務実施内容について、随時必要な報告を求めることができる。事業者は必要な協力を行うこと。

### ウ 現地の確認

県は、事業者の業務実施内容について、現地にて確認することができる。事業者は確認に必要な協力を行うこと。

### エ 要求水準書等未達成の場合の措置

県は、モニタリングの結果、事業者の業務実施内容が、要求水準書等の未達成、または未達成のおそれがあると判断した場合、事業者に対して、是正勧告の措置を講ずる。

サービス対価の減額は、「別紙 1 サービス対価の構成および支払方法」に基づき提出される当該時点のサービス対価の内訳表に基づき、サービス対価 C-1、C-2、C-3 を減額する。

具体的な手順は下記 4 による。

#### (4) 維持管理業務および運営業務に関するモニタリング

県が事業者に対して行う維持管理業務および運営業務に関するモニタリング方法については以下のとおりであるが、詳細は、事業者が提供するサービスの方法に依存するため、事業者が策定する「維持管理・運営モニタリング実施計画書」を踏まえて確定する。

##### ア 定期モニタリング

(ア) 県は、事業者が提出する月例業務報告書および事業報告書に基づき、定期モニタリングを行う。

(イ) 県は、定期モニタリングとして、事業者が作成し提出した月例業務報告書および事業報告書の内容を確認するとともに、施設を巡回し、あらかじめ協議の上、定めたモニタリング項目に従い、各業務の遂行状況を確認・評価する。

##### イ 随時モニタリング

(ア) 県は、必要に応じて随時、施設巡回、業務監視および事業者に対する説明要求等を行い、各業務の遂行状況を直接確認・評価し、その結果を事業者に通知する。

(イ) 県は、事業者に説明要求および立会いの実施を理由として、本公園の維持管理業務および運営業務の全部または一部について、何ら責任を負担するものではない。

項目	事業者	県
定期モニタリング	①維持管理・運営モニタリング実施計画に従って、業務の遂行状況を整理 ②業務日誌を作成・保管 ③月例業務報告書および事業報告書を作成・提出	月例業務報告書および事業報告書の確認、業務水準の評価
随時モニタリング		必要に応じて随時、不定期に、直接確認

##### ウ 要求水準書等未達成の場合の措置

県は、モニタリングの結果、事業者の業務実施内容が、要求水準書等の未達成、または未達成のおそれがあると判断した場合、事業者に対して、是正勧告の措置を講ずる。

サービス対価の減額は、「別紙1 サービス対価の構成および支払方法」に基づき提出される当該時点のサービス対価の内訳表に基づき、サービス対価 D-1、D-2 を減額する。

具体的な手順は下記4による。

なお、県は、上記の減額とは別に、業務不履行に伴う損害賠償を事業者に請求することができる。

#### (5) 経営管理に関するモニタリング

##### ア 書類の確認

事業者は、次表の提出書類を、県に提出して確認を受ける。

なお、県は、事業の実施に重大な悪影響を与えるおそれがある場合には、必要に応じて追加の財務状況等に係る書類の提出、報告を求めることができる。事業者は必要な協力を行うこと。

提出書類	提出時期
定款の写し	事業契約の締結後 7 日以内 定款の変更後 7 日以内
株主名簿の写し	事業契約の締結後 7 日以内 株主名簿の変更後 7 日以内
実施体制図	事業契約の締結後 7 日以内 実施体制の変更後 7 日以内
契約または覚書等の一覧（保険契約の一覧を含む）	事業契約の締結後 7 日以内 変更が生じてから 7 日以内
契約または覚書等の写し（保険契約を含む）	契約締結日の 14 日前までおよび契約締結後 14 日以内 変更が生じる 14 日前までおよび契約変更後 14 日以内
株主総会の資料および議事録または議事要旨	株主総会の会日から 28 日以内
取締役会の資料および議事録または議事要旨	取締役会の会日から 28 日以内
事業年度の計算書類等※	定時株主総会の会日から 14 日以内

※次に掲げる計算書類等

- ・当該定時株主総会に係る事業年度における公認会計士または監査法人による監査済みの会社法第 435 条第 2 項に定める計算書類および附属明細書
- ・上記計算書類および附属明細書に係る監査報告書の写し
- ・当該事業年度におけるキャッシュフロー計算書
- ・提案時点での計算書類との比較および差異が発生した理由を説明する書類
- ・その他、県が合理的に要求する書類

#### イ 聞き取り等による確認

県は、書類による確認を行った結果、必要と判断した場合は、専門家等による聞き取り調査を実施することができる。

#### ウ 要求水準書等未達成の場合の措置

県は、モニタリングの結果、事業者の業務実施内容が、要求水準書等の未達成、または未達成のおそれがあると判断した場合、事業者に対して、是正勧告の措置を講ずる。

### (6) 事業終了時

事業期間終了時に係るモニタリングは、事業期間終了時において、施設のすべてが要求水準書で提示した性能および機能を発揮でき、損傷がない状態で県へ引き継げるようにすることを目的とし、施設のすべてが県の定める要求水準を満たす状態を達成していることを確認する。

#### ア 書類の確認

県は、事業者から提出された長期修繕計画書その他必要な書類等によりモニタリングを実施する。

#### イ 現地の確認

県は、事業者の業務実施内容について、実地にて確認することができる。事業者は確認に必要な協力を行うこと。

ウ 要求水準書等未達成の場合の措置

事業者は、県の検査により不適合と認められた場合は、事業期間終了までに速やかに修繕等を実施すること。

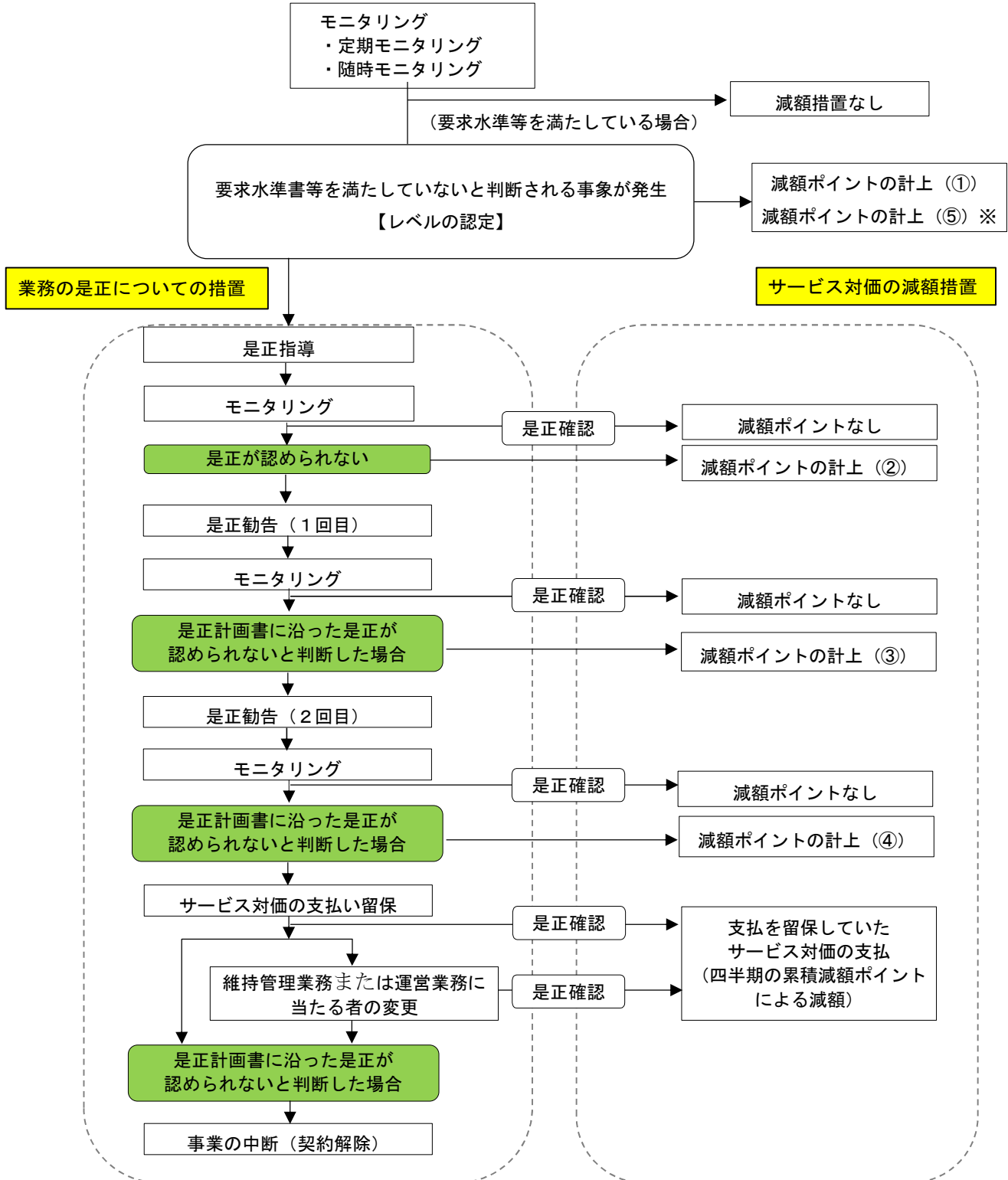
事業者が係る修繕を行わなかった場合または事業者の行った修繕では要求水準書等に定められた要求水準を満たさなかった場合は、県は、サービス対価の支払を留保することができる。

#### 4 開業準備業務、維持管理業務および運營業務における要求水準書等未達成時の場合の措置

＜モニタリングの流れ＞

図中の丸数字はp. 11＜減額ポイントの計上基準＞の表に対応している。

※は、前回の事象の発生を発注者が確認した時点の属する四半期の末日から1か年を経過しない間に同一の事象が発生した場合の措置である。



**(1) 業務の是正についての措置**

ア レベルの認定

県は、事業者の業務の内容が要求水準等を満たしていないと判断される事象が発生した場合、是正レベルの認定を行い、事業者へ通知する。また、県は事業者へ是正指導を行い、状況をモニタリングする。

是正が認められない場合、速やかに当該業務の是正を行うよう是正勧告を事業者に対して書面により行うものとする。

事業者は、県からは是正勧告を受けた場合、速やかに是正対策と是正期限について県と協議を行うとともに、是正対策と是正期限等を記載した是正計画書を県に提出し、県の承諾を得るものとする。

なお、県は、事業者が提出した是正計画書が、業務水準を満たしていない状態を是正できる内容とは認められない場合は、業務計画書の変更、再提出を求めることができる。

是正レベルの基準は次のとおりである。是正レベル別の具体的な事象例の一部を以下に示すが、具体的な事象に基づき個別に判断するものとする。

**<是正レベルの基準>**

レベル1（重大な事象）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設を運営・利用する上で重大な支障となる事象</li> <li>・公共責任が問われる事象</li> <li>・法令違反に該当する事象</li> </ul>
レベル2（軽微な事象）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設を運営・利用する上で軽微な支障となる事象</li> </ul>
レベル3（その他の事象）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記以外的事象</li> </ul>

項目	レベル1（例）	レベル2（例）
共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報の漏えい、改ざん、紛失、毀損等</li> <li>・業務の放棄、怠慢</li> <li>・要求水準を満たさない状態（故意・不衛生状態等）の放置</li> <li>・善管注意義務を怠ったことによる重大な人身事故、犯罪行為の発生</li> <li>・県への連絡を故意に行わない（長期にわたる連絡不通等）</li> <li>・業務計画書への虚偽記載、または事前の承認を得ない変更</li> <li>・業務報告書への虚偽記載</li> <li>・県からの指導・指示に合理的理由なく従わない等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務の一部の放棄、怠慢</li> <li>・同一事象への複数の苦情</li> <li>・県の職員等への対応不備</li> <li>・業務報告書の不備</li> <li>・関係者への連絡不備</li> <li>・事業者が実施する維持管理・運営業務に関して、利用者等から強い注意や是正要望があり、それに適切に対応しなかった場合等</li> </ul>
開業準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本施設を供用開始するにあたり、明らかに重大な支障がある場合等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本施設を供用開始することは可能だが、明らかに利便性を欠く場合等</li> </ul>
維持管理業務・運営業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本施設の全部が1日中使用できない</li> <li>・利用料金徴収の不備</li> <li>・個人情報の漏えい、改ざん、紛失、毀損等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設、設備の一部が使用できない</li> <li>・HP、予約システムが1日中稼働しない等</li> </ul>

項目	レベル1 (例)	レベル2 (例)
	失、毀損等 ・災害時等における防災設備等の未稼働等	

※「レベル3」は上記以外の要求水準書等の未達または事業契約の違反を想定する

#### イ 是正措置の確認（モニタリング）

事業者は、県の承諾を得た是正計画書に基づき、直ちに是正措置を実施し、県に報告する。県は、事業者からの是正完了の通知または是正期限の到来を受け、随時のモニタリングを行い、是正計画書に沿った是正が行われたかどうかを確認する。

なお、県は、是正期限到来後も、是正が確認できない場合は、再度の是正勧告を行うことができる。

#### ウ サービス対価の支払い留保

上記イにおけるモニタリングの結果、是正計画書に沿った期間・内容による是正が認められないと県が判断した場合、県はサービス対価の支払を、是正が確認されるまで留保することができる。

#### エ 業務担当者または業務担当企業の変更

県は、上記イにおける是正措置の確認の結果、是正計画書に沿った期間・内容による是正が認められないと県が判断した場合、当該業務担当者または業務担当企業の変更を事業者に要求することができる。

#### オ 事業契約の解除

県は、次のいずれかに該当する場合は、事業契約を解除することができる。

(ア) 上記ウの措置を採った後、なお是正効果が認められないと県が判断した場合

(イ) 事業者が、上記エの措置を求められているにもかかわらず、当該業務担当者または業務担当企業の変更先を30日以内に選定し、その詳細を県に提出しない場合

## (2) サービス対価の減額

#### ア 減額ポイントによる減額額の算出

モニタリングの結果、事業者の開業準備業務、維持管理業務および運営業務の履行内容が要求水準書等を満たしていないと判断される事象が発生した場合、上記(1)アの認定レベルに応じて、減額ポイントを計上する。

開業準備業務に係る減額対象はサービス対価Cとし、それぞれの開業準備業務実施期間中減額ポイントの累計を行い、サービス対価 C-1、C-2 または C-3 から当該サービス対価に累計減額ポイントに対応する減額割合を乗じた額を減額して支払う。

維持管理業務および運営業務に係る減額対象はサービス対価Dとし、維持管理業務および運営業務実施期間中減額ポイントの累計を行い、サービス対価 D-1 または D-2 から当該サービス対価に累計減額ポイントから計上する額を減額して支払う（算式は下表を参照すること）。

各業務期間中に累計された減額ポイントが4ポイント以下の場合はサービス対価の減額は行わないが、当該減額ポイント数は翌四半期以降に繰り越す。ただし、減額ポイントが計上されなかった四半期が翌四半期から2期連続した場合は、繰越減

額ポイントは0となる。なお、減額を行った累積減額ポイントは消滅する。

加算ポイントのレベルは上記是正レベルの基準のとおりとするが、具体的判断は県が適宜行う。

なお、減額を行う場合は原則として四半期の最終月において減額を行うものとするが、最終月の支払額では不足する場合は、不足分の減額方法については県と事業者で協議の上県が決定する。

減額ポイントの計上基準は次のとおりとする。

＜減額ポイントの計上基準＞

段階	内容	レベル1	レベル2	レベル3
①レベル認定	各レベルの事象の発生を発注者が確認し、レベルを認定した時点	5 Pt (各事象につき)	2 Pt (各事象につき)	減額ポイントなし
②是正指導	是正指導に基づく是正が認められないと発注者が判断した時点	5 Pt (各事象につき)	2 Pt (各事象につき)	1 Pt (各事象につき)
③是正勧告(1回目)	是正勧告(1回目)に基づく是正計画書に沿った期間・内容による是正が認められないと発注者が判断した時点	10 Pt 追加 (各事象につき)	5 Pt (各事象につき)	5 Pt (各事象につき)
④是正勧告(2回目)	是正勧告(2回目)に基づく是正計画書に沿った期間・内容による是正が認められないと発注者が判断した時点	10 Pt 追加 (各事象につき)	10 Pt 追加 (各事象につき)	10 Pt 追加 (各事象につき)
⑤レベル認定(反復)	前回の事象の発生を発注者が確認した時点の属する四半期の末日から1か年を経過しない間に同一の事象の発生を確認した時点	5 Pt (各事象につき)	2 Pt (各事象につき)	1 Pt (各事象につき)

